

明治二十七年十二月廿六日第三種郵便物認可

每月一回二十日發行

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 12. December 1909.

VOL. XXII.

明治廿一年五月創刊

監獄協會雜誌

十二月二十日發行

明治四十二年

第貳拾卷

第拾貳號

監獄協會發行

第貳拾貳卷第拾貳號目次

○論 說……………(一頁)

○歲晚の感……………(五頁)

○講 演……………(五頁)

○寄 書……………(二四頁)

○監獄衛生雜感……………金澤 石崎 倉樂 生

○監獄制度を論じて最近罪囚の增多に及ぶ……………在川 越分監 革 聲 子

○監獄作業に就て……………葉鴨 監獄 常 久 生

○自然と韓人……………在京城 安 永 春 雨

○統 計……………(三八頁)

○明治四十二年十月末日現在在監人員表……………

○明治四十二年十月末日現在受刑者刑名表……………

○明治四十二年十月末日現在受刑者罪名表……………

○翻 譯……………(四三頁)

○ロンブローノ氏の先天的犯罪人説に就て……………

○雜 錄……………(五〇頁)

○刑事人類學及び刑事學雜誌に散見したる指紋に關する二三の記事……………

○米國刑事家會議と調査問題……………

○英國の勞働者紹介所法……………

○工場法案の公表……………

○飲酒と罪惡の關係……………

○新法施行前後の拘留受刑者の比較……………

○十勝監獄の農作……………

○逃走事故……………

○十一月分の假出獄人員……………

○受刑者の死體解剖に就て……………

○假出獄者の犯罪報告に就て……………

○假出獄の申請に就て……………

○眞本事務官陸京……………

○地方通信……………(六八頁)

○徳島だより……………

○韓國鏡城だより……………

○兵庫だより……………

○叙任及辭令……………(七四頁)

○本會記事……………(七五頁)

○茶話會……………

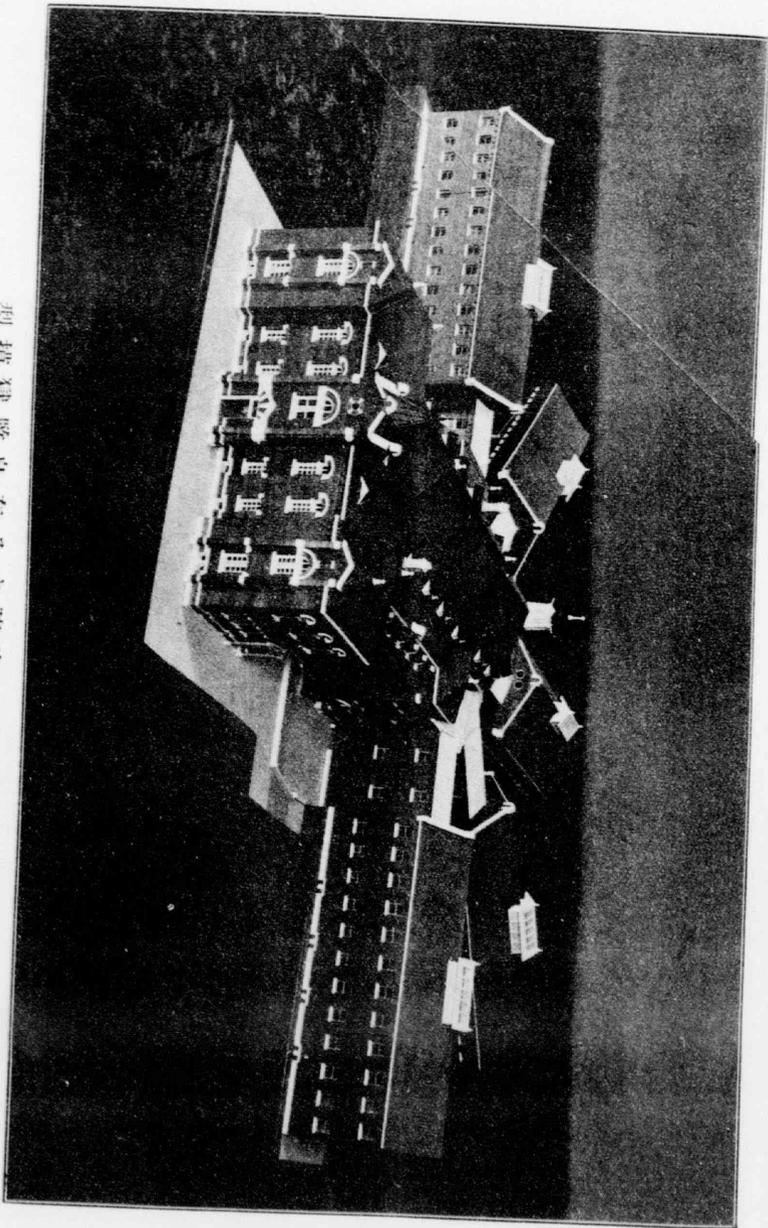
○退職者へ贈金……………

附 録……………

○出獄人保護事業講習會……………(一頁)

○一般刑事政策に於ける免囚保護事業の地位……………

東京帝國大學法科大學教授法學士 牧 野 英 一



型模獄監良奈るす陳出へ會覽博英日

所在地

奈良縣奈良市大字般若寺

沿革

本監獄建築工事、明治三十四年(西曆一九〇一年)四月新タニエヲ起シ爾後七箇年ノ星霜ヲ經テ四十一年(西曆一九〇八年)七月十五日全部竣成セリ本監ハ日本舊來ノ建築法ヲ避ケ全ク新式ノ獄舎建築法ニ倣ヒタルモノニシテ工事ハ囚徒ノミヲ使役シ一モ普通人民ノ請負ニ委シタルコトナシ近時日本ニ於ケル監獄建築法ノ如何ヲ知ルニハ好個ノ材料タル可シ

地所及建物總坪數

一	監獄地所	參萬貳千四百七十四坪
	內	
	監獄構內敷地	貳萬七千四百十坪
	同 構外敷地	五千〇六十四坪
二	建物總坪數	
	監房其他	貳千九百貳十六坪
	監房ノ種類及員數	
一	囚人監	分房 四百五十二房 同 數八百七十七坪 雜居房 六十參房 同 貳百十九坪
二	拘留監	分房 十九房 同 貳十九坪 雜居房 八房 同 十四坪
三	病 監	六房 同 十八坪
四	關 室 (監獄法ニ倣)	一房 同 壹坪

收容人員

拘禁定員 六百五十人

監獄協會雜誌第貳拾貳卷第拾貳號

論 說

○歲晚の感

新法實施後一年の星霜を経たり實施後一年間に於ける監獄事業の上に如何なる影響を及ぼせしか如何なる經驗を積みしか吾人は明治四十二年の終に於て之を綜合して概論を得んとし材料の蒐集を試みたるも僅々年餘の經過を以て之を證明するは難し況んや其間の經驗事實は將來の趨勢を卜知するに足らざるを以て論評するを避けたりと雖も唯吾人の確認する所に依れば今日までに表現せられたる事實は決して悲觀するに足らざるべし、近時司法官の態度を非難し非常識を叫び其極人權問題に論究する者なきに非ずと雖も吾人監獄事業に身を委ぬる者に在りては敢て斯る提唱に對し容喙するの必要に迫れるにあらざるのみならず此確信あり加ふるに尙將來多くの經驗と事實を待たざるべからざるを信するが故に須らく自重する所あらんとす、此に於て吾人は明治四十二年に於ける二三の事故に藉り監獄事業經過の一斑を叙し巳酉の一歲を送らんか

霞ヶ關の警察監獄學校閉鎖せられて以來歳を経ること五星霜其の間に於ける監獄事業は毫も停滯するなく日に月に振興するものあるのみならず近頃は刑法の改正監獄法の創制せられたる又其の細目に亘れる施行規則の發布せらるゝに至りたる如きは監獄事業の上著しき改革を來したり若し忌憚なく言はしめば監獄事業に得たる多年の經驗と最新刑事の思想とは凝結して刑法となり監獄法となりたる

ものなり監獄事業は既往に於て新法の精神を作り將來に向つて其効果を擧ぐるの要衝に立てり此の極要なる事業は獨經驗を有するのみならず學殖あり品性ある堅忍不拔なる者の努力を待つに非れば決して其の目的を達するを得ざることを今更に繰返すまでもなく其の痛切なる必要を感ずるの時期に遭遇したり加之既往數年間に於ける監獄官吏の交迭變動を受けたることを夥しきを以て今日に於て必要を滿たすべき最好時期なりと認め吾協會は監獄官練習所を設け俊才を養成せんと企て新春四月を以て之を開始し斯道専門の名士を聘し専ら新法の期待する所に副ふべく且近世の思潮を注入する必要より諸科學に熟達せる名家に囑する所あり何れも熱心に指導せらるゝありて學習僅かに四ヶ月に過ぎざるも能く其骨子を玩味し今や各地に在りて献策運用せられつゝあるは監獄事業の前途に對し大に囑望するに足るべく又本會が監獄事業の爲めに企圖したる効果の空しからざるを見て窃に其歎を禁ずるを得ざるなり是れ本會の開催する所に係ると雖も主務省の指導宜きを得たるに由れり否吾人は直言す名實共に主務省の企劃する所にして本會は之に要する費途の幾分を負擔したるに過ぎざるなり顧みて茲に至れば則ち之れ四十二年に於ける政府事業中美しきものゝ最たるものにあらざるや

新法施行後監獄事務の改善統一は彌々其の必要を加ふるに至りたるより昨秋長崎に仙臺に何れも控訴院管内の典獄協議會あり新春一月に至りて大阪に大阪控訴院管内の典獄協議會あり二月東京に三月函館に各典獄協議會ありて地方の情況に依り管轄の便宜に依り處遇の方法事務の取捨を同一ならしめんと期したるは勿論時恰も新法施行に伴ひ疑義百出し措辨區々に流るゝ傾あるより之を統一ならしめんとしたること多かりき乃ち其提議する案件の大部分は新法の規定に胚胎したるものなりしを見て推知すること尠かりざりしなり而して超へて四月司法省に開かれたる典獄會議は新法實施後第一回の企てなりしかば諮詢せられたる事項の新法に關聯せるものなりしは云ふまでもなく各典獄の協議

せられたる事項亦既往一年間實行したる事實を語り若くは利害を討究するに在りき其結果として各監獄施政の上に裨益する所少からざると共に新法の各監獄事業に及したる影響如何は他日主務省に於て監獄の爲に企劃するの好材料たりしを疑はず、會議日數短きと新法實施後日尙淺くして其全豹を窺ひ得ざる憾なきにあらざりしも之に由り新法の經過を知り監獄行政の運用に利便を感じたるや蓋し大なりと謂べし要するに典獄會議は年々歳々開催せらるゝと雖も昨今兩年に於ける會議の如きは最も時機を得たる者にして新法の將來に於ける實績は此に胚胎すと謂ふも可ならんか若し夫れ既往一年の經驗に加ふるに明年開かるべしと豫期する典獄會議の賜を以てせば益々監獄事業經營の基礎を鞏固ならしむに至るや必せり希くは同會議に報道する事實附議すべき事項は今日より豫め備ふる所あらん事を

監獄官練習所の開設は最も時期に適したるは云ふまでもなく其効果の見るべきものあるは疑ひなき所にして吾人は監獄官練習所の開設を以て明治四十二年に於ける監獄事業に貢献したる最たるものにして特筆大書するに足るものなるを信するも之と同一く忘るべからざる事實あるを一言し置かんとす何ぞや昨秋本派本願寺に依りて開設せられたる女子教誨師の養成所是なり女子教誨師の養成所は監獄官練習所の如く其規模大ならずと雖も新法實施の時期と同時に開始せらるゝに至りたるは偶々時勢の要求の然らしむる所なるも又監獄の教化事業なるものゝ個性に重きを置くに至りたるものにして營に教化事業の發展せる證左たるに止らず監獄事業の一大進歩を事實に表明したるものなりと謂ふべし而して其効果如何は具體的に羅列するを得ずと雖も本年四月以降五六の監獄に卒業者を派遣し現に教誨事業に従事せるあるを以て決して徒爾に終らざるべきは理の賅易き所たるべし殊に此事業の如きは現代女子の品性精力の強大なるを示すに餘りあるものにして幾萬の女性をして悔悟せしめ信頼せしむるのみならず女子の運命を開拓するを得んか豈監獄事業の爲めのみならずや吾人は監獄の教化事業の爲めに益此種の需要増加せんことを望むや一層切なり、此一事既に監獄教化事業に資くる所多きに拘ら

ず本年の如く監獄の教化事業に盡瘁したること罕なり、本年四月興獄會同の機を利用し本派本願寺は在監死者追弔會を築地に催したるを始めとし教務諮詢會及近畿教誨師の協議會を開きたる如き、大谷派本願寺に於ても教務の諮詢と協議を兼ねたる會同は東京に開かれ函館に催されたる如き恰も新法施行に伴ひ教化事業普及の一轉機とされる觀あり吾人は此機會に到達したる現象を視て頗る喜ぶべしと爲し多大の望を以て教化事業の將來を視んと欲す

更に監獄の建築に就て觀るときは遅々として牛歩の感なきに非ずと雖も國費多端の餘殃として忍ばざるべからず然かも松山監獄の西條分監、宇都宮監獄の朽木分監の改築の如き若くは山形監獄の酒田分監秋田監獄の横手、大館兩分監の新築開廳の如き規模小にして事業微なりと雖も新法の精神を貫徹するに足るべき最新の理術と經驗に基たるものなれば其効果亦決して尠少ならざるを豫知するに難からざるなり其他多年の宿望たりし監獄官吏の服制改正の如き谷田參事官の監獄制度調査の爲め渡歐せる如き又監獄事業と關聯する事深き感化救濟事業講習會の開催中央慈善協會の機關雜誌の發行の如き殊に韓國政府の監獄を司法廳の下に移したるが如き直接間接に監獄事業の進歩を示し或は助長したるものと謂ふを得べし

斯く算し來れば已百の一歳は監獄事業の運命を開拓したるものと謂ふべく吾人は幸福を負ふて歲晚を送り希望を宿して新年を迎ふるを得んか、然りと雖も吾人は茲に一二の不祥事例を擧げ將來の誠箴となさんとす曰く網走監獄の燒失、曰く假出獄取消處分の増加、曰く囚徒逃走の増加是れなり、網走監獄の燒失は人爲の業にあらずして天災に起因せるもの素より已むを得ざるものありと雖も假出獄取消の増加、囚徒逃走の増加の如きは大に監獄實務家の戒心を要するものあるなり假出獄取消事實の多きは畢竟取締規則の改廢勵行に因るべく囚徒逃走の増加は一は量刑の長さより自暴自棄を惹起したるに因るに非るか、其推定の當否は暫く措き又、其原由如何に拘らず監獄實務家の警醒せざるべからざる事項なるを附言するのみ。

明治四十二年は旬日の後其壽を全ふして盡きんとす歳の新陳代謝は自然なり吾人は謹で會員諸彦の天壽を全ふし永く監獄事業に竭さんことを祈る

講 演

○將來の監獄改良

本篇は十月第三日曜日(監獄)マブテスト教會に於て博士の演説せられたる要領を筆記したるものなり、素より同博士の修正を経たるものに非れば文責筆者にあり

私は「將來の監獄改良」といふ事に付て四五點御話を致したいと思ふのであります。先づ第一は刑法と監獄との關係に付て御話をしたいと思ふ。

監獄は何れの時代から自由科を科して監獄に入れるのを刑罰の執行と見るに至つたのであるか明白でない併ながら未だ既決囚とせずして、刑罰とせずして監獄を用ひて居つたといふ歴史は是は古のやうであります、例へば支那でも文王が囚はれたといふことがあり又周の制度の中には土俵のやうな圓の高いものを土で拵へ、それから其周りに矢來のやうなものを結つて、さうして殆ど牢屋の城の如きものを拵へ、其中に惡人を連れて來て、其良くない人の脊中に明刑板といふ、例へば人の物を取ると是だけの罰に處する、或は人を殺すといふと斯ういふ刑罰に處するといふことを書いた板を脊中に下げて置きまして、さうして其處で教を施して居るのである、若しなをると郷里に歸へず郷里に歸して

法學博士 鶴 澤 聰 明君

も仍は齒ひせしむること三年、並の人の仲間入をすることが出来ないこと三年の間である、斯ういふ制度である、是は刑罰としては監獄とは違つて居るのでありまして、丁度周公であるとか或は孟子であるとかいふ者の説に據りますと、教へのない人を罰するのは正常な事柄でない、悪事たるを知つて行ふ者には刑罰の價値があるのであるが、悪事たるを知らずして爲す者に刑罰を加ふことは正しいことでないといふことからして、先づ悪事をする者があるといふと明刑板といふ板を脊中に附けて、さうして同向院のやうな大士俵の中に入れて、其處で其様な悪事をするを斯く々々の罪になると云ふことを教へたのである、が之は刑罰ではないそれから降つては官人の争が起つて反對黨を捕へて牢の中に入れるといふやうなことがあつたが之れも一つの人を苦める所の手段であつて、刑罰ではなかつたのである、刑罰は支那では後に御話します死刑といふことになつて居つて、自由刑といふものは刑罰としての取扱を受けて居らなかつたのであります。それから埃及などに於ても古く矢張り未決囚に對して監獄といふやうなものがあつたやうである、併ながら既決囚に付ては監獄があつたかどうかといふことが甚だ疑はしい、猶太などは矢張り既決囚に對しては監獄といふものがなかつた、それから印度に於てもマールン法典に現はれて居る所を見ますと、幾分か自由刑で監獄に入れるやうな刑罰があつたやうであります、是は極めて短期間の刑罰であつて、今日のやうな十年、十五年、或は國に依りますと二十年といふやうな工合に、非常に長い期間監獄に人を打込んで置くといふことは無かつたやうである、それで刑罰としての監獄、所謂既決囚を取扱ふ制度としての監獄といふものは果して就れの時から孰れの國に起つたものであるといふことは今日之を知るに苦むのであります、所が是が今日は刑罰として監獄といふものがあるといふどころでなくして、刑罰の大なるものは監獄にやられるといふやうなことになつたのであります、其歴史上の事を今日申上げる必要はないのであります、刑罰の中の監獄とそれから刑法といふもの、間に極めて密接な關係があるといふことを申し上げたいのであります。

であります。

社會の極く幼稚な時代の人類といふものは、どういふものが犯罪であるか實は分らなかつたのであります、けれども或事柄が天然なり或は人爲なりの災を受けるといふやうなことがありますと之は即ち何處かで悪い事があるから此災を受けたに違ひない、例へば郷土に大變虎列刺病が流行ると、斯んなに虎列刺病が此場所のみ流行るといふことは、此土地の人間に悪い所業があつて神の罰を受け或は天の罰を受けたのではなからうか、斯ういふことを考へる、茲に一つの不吉なこと或は困難なことがあると、何か是は悪いことがあつたのではなからうか、斯ういふやうな考で、其者に對して交通遮断を行ふ「アラトギヤウト」であつて、斯ういふ者が居ると獨り其家或は其團體のみではなくして外の人にも累ひするから此者を他に放逐をするなり、殺して仕舞ふなり、何かせぬければならぬ、そんな災厄不幸の事からして犯罪の感覺を起して、それから段々刑罰といふことを考へて來たやうであります、此點は支那人などが矢張り刑罰といふものは天の運用、殺戮に做つたものである、雷が落ちて人を殺すとか或は地震が起つて或は海嘯が起つて多數の人を殺したり凌つたりすることがあるが是は恐くは斯ういふやうな人は何等かの犯罪でもあり、何等か神の怒を受けた一つの罪人であらう、斯ういふやうな考で、それから段々犯罪といふ思想が生ずる、さういふ天然の働なり、或は之に摸倣して居る所の人間の働が所謂制裁の働になるのであります、之を刑罰と稱へて居つたやうであります、それは如何なる野蠻の初集團にもあつたやうで、或はダブなどといふ言葉を社會學者が言つて居るが、ダブといふことは交通遮断といふ意味であつて、危険なる者を自分の範圍の外に出して仕舞ふ、斯ういふ意味でダブといふ言葉が刑法の學問の上に歴史的に深い面白い關係を有つて居るのである、其時代を經過いたしまして復讐時代の刑法といふものが出來て來るのであります、復讐時代の刑法といふものはどういふものであるかといふと、相手の方から眼を潰したら先方の眼を潰してやれ、

相手がこつちの手を切つたら相手の手を切つてやれ、詰り相手のするだけのことをこつちもやつてやれといふ主義が刑法に現はれた、是が一つの復讐主義である、もう一つ大きな集團といふやうなものなつて來ると、甲の種族が來て乙の種族を襲撃して打撃を與へて行つたから、こつちも向ふを征伐してやらう、斯ういふやうなものである、臺灣の生番などが日本人が來て自分の領分を侵すから、こつちも極端な復讐をしてやれといふので、日本人の首を斬つたり刎ねたりする、斯ういふ復讐主義の刑法が流行つて來たのであります。所が復讐主義といふことは段々宗教家であるとか、道徳家であるとか、或は哲學者などが唱へて居る所の正義の論と非常な關係を有つて來たのであります、成程他人から打たれて黙つて居るといふ事柄は正當なことではあるまい元來人が人を打つといふことは良くないのであるから、人が打つたらばこつちも打返すのが正當であるといふやうなことから正義の論と合體しまして、復讐刑といふものが應報刑といふものに進んで參つたのであります、さうして復讐刑でありました時代、或は應報刑でありました時代の刑罰といふものが此主義で人類社會を支配して居つたのであります、即ち長い千年以上も支配して居つたのであります、支那などは近來に至るまでそれであつて、五刑と申して笞、杖、徒、流、死に變つたのは隋の代であつて其以前の刑名は、餘程變つて居りますが、それから隋になり、唐になり、唐から段々朝鮮に傳り、日本にも五刑の制度が傳つて、日本でも主に五刑でやつて居つたのであります、此中の流罪といふやうなものが是が東洋の刑罰の歴史に於きましては非常に昔からあるので、誰を何處に流したといふ流罪といふものがあります、此流すといふ意味は或は印度の法典や、それから羅馬邊にある法典、それからイノ、マイルなどの法典で、惡事をします場合には川の中に流して仕舞ふ死刑といふことは川に流すといふこと、同じ意味であつたのであります、此流すといふ意味が段々變つて來て、人類の住まない所の孤島に流して仕舞ふといふやうな意味に支那の刑罰が變つて來たかも知れませぬ、詰り流といふ川に流した刑が終ひ

には人間に違かるやうな人煙の稀なる土地に流すといふことの意味に變つて來たものであるか、さうかといふことに付て明かに考證すべきものが無いから分りませぬが、或はさうであるかも知れませぬ、是は自由刑に似て居るけれども、唯今の監獄といふものとは餘程違つて居る、要するにさういふ笞杖徒流死といふ五刑の復讐的の應報刑が行はれて居る、是は印度の方でも婆羅門の法典に同じやうな三：五刑ではありませぬが、五刑に類似した刑になつて居ります。然るに此刑罰が段々變りまして、終には監獄といふ自由刑になつて來たのであります、刑法の主義といふものどそれから監獄といふもの、間に餘程密接の關係があることは疑ないのであります。

そこで刑法の主義が復讐刑から應報刑といふ時代になつて居る時代が暫くの間あつたのであります、此時代は所謂刑罰主義の時代であつたのであります、犯罪は詰り刑罰の基礎に従つて刑罰の方の側から此罪が重罪である、或は此罪は輕罪である、此罪は違警罪であるといふやうな具合に、刑罰を土臺にして犯罪の方を決めて行つた時代である、我舊刑法などは則ち其状態であつたのであります、元來犯罪といふものを重罪である、輕罪である、違警罪であるといふやうな具合に分ける根據は果してどういふ所に在るか、斯ういふやうなむづかしい問題を起して參りますと、何れに根底が在るか分らない、けれども利の反座刑とか或は復讐刑といふやうな思想が起つて來て、もし少しそれが普通の状態であるといふと、子供が人を殺しても人を殺すのは良くないから其子供を殺さなければならぬといふやうに、其子供が、健全な成年者同様の思想を有つて居つたかさういふ點は問はずして之に報ふるといふのであつたのであります、是は正義の考と符合しない、矢張り正當な考を持つて居る人であつて、それで今のやうなことをするとそれと同一な行爲を以て之に報ひてやらうさういふやうな所から考を起して、それで刑罰の制度が出來る。

さういふやうな刑罰の制度が出來ましたのが終には自由刑といふもので段々と年月の上に切盛つて

参りまして、例へば窃盜であるから四箇月か三箇月位が相當であらう、人を殺した者であれば幾らか向ふの方にも殺されるやうな原因があつたのであるから十二年位にしよう、斯ういふやうにして今までの犯罪者のやつたやうな事を以て報じて行く代りに年代を以て切盛つて来る所の有様に一轉して來た、是は大變に考へましては面白い考でありますが、いつの時代に誰がさういふやうに變へたものであるか明白でないのであります、それから窃盜に對して四箇月なら四箇月の懲役にするといふことが權衡を得て居るものであるかといふことになる、實は説明に苦むのであります、刑法に書いてあるからさうだといふ外仕方がない、それから殺人に對しては何故に十二年或は九年といふやうにするか云へば之れも分らないけれども刑法が在來の行爲に對して行爲を以て報ふる代りに自由刑といふものを拵へて、自由刑の範圍内に於て好い加減に刑の目盛を立て、監獄に入れるのであります、そこで刑罰時代の監獄といふものはどういふ監獄であるかと申しますと、矢張り犯罪に對します懲罰である、悪事をするといふと其惡事に對して相當の報ひがなければならぬのであるから、斯ういふ罪人に對しては監獄に於て尋常の人の生活をして居る有様よりもモット劣等な、モット不自由な總て人間社會の快樂といふやうなことをば罪人から奪つて長い間監獄に繋いで、置いて始めて自分の犯罪の悪かつたといふことを感せしむる、斯ういふやうな方法を取らなければならぬといふことから、詰り懲罰の目的で監獄を作つたのであります。さういふ譯でありますから一旦人が監獄に入れられることになるといふと世間も顧みない、其當時の世間は人道、或は慈悲或は愛とかいふやうな問題には極めて冷淡であつて、何でも正義を以て惡事に對しても報はなければならぬ、それを罪人に對しては正義の應報といふものが下らなければならぬものである、憎むべきことをした者が樂な監獄に這入つて命を繋いで居るのは怪しからぬのである、社會一般が正義の方ばかりを認めて居つて、纏つて犯罪人も同じ人である、彼も我々の兄弟である、一步を誤るといふと我々も彼の犯罪者のやうな立場に立至る

かも知れぬといふやうな慈悲心といふものが無かつた時代である、さういふ次第でありますから一旦監獄に這入るといふと人が顧みない、刑法も亦其主義を取つて居りますから監獄の方に入れて仕舞つた以上は此犯罪人がどの位の窮屈な目に遭つて居るかといふことは顧みない、時代であつたのであります。それがいつの間にか一般の社會に於きまして、道徳上の議論或は宗教上の議論からして、單に人間は正義の人間、怒の人間といふだけでは人類社會といふものを解釋することは出来ない、我々が若し人間として呱呱の聲を揚げてから今日に至るまで、我々の良心の鏡に照して幾分か曇つて居りはしないか、此鏡に照して我々が考へて見ても唯犯罪者とならない或は惡事が發覺しないといふまで、あつて、一度び之が探偵或は警察官の知る所となるといふと、或はどんな目に遭ふやうなことがあるかも知れぬといふやうな、自分の過去に遡つて考へて見ても犯罪者と相距ること遠からずといふやうなものがあるといふ一つの問題があつたり、もう一つは人道論の起りも面白いことであります、法律上の裁判と道徳上の裁判が往々にして喰違ふといふことから非常の人道論を起す所の一つの原因であつた、又刑法の主義の改つて來る一つの原因であつた、是は法律學者の説く所でありませうけれども非常に大きな問題、若し裁判官の裁判といふものが道徳家や宗教家や、それから世間の政治家の満足する所の標準に基いて其裁判が少しも誤がないといふことであれば矢張り人道論を鼓吹する者はない、惡者に對する惡の報ひは當然來る、善人に對する善の報ひもいつの時にか來る、併ながら此裁判官の見て居る犯罪者といふのはどういふものであるかと申しまするに、非常に進んで來て居る所の證據裁判の結果に依りまして、往々にして間違ひに陥ることがある、又事件の真相を見ることが出来ないことがある、却て犯罪者が無罪になつて、犯罪者で無い者が有罪になる場合がある、是も其裁判官でさうである、然らば良くない裁判官であれば反對の結果を來すのは無理もない、其實例にキリストが當つて居る、ソクラテスがなつて居る、キリストはどういふものであるかといふと、猶太の

法律に照して猶太人が尊信した神の尊嚴を汚す犯罪であるといふ所から、猶太の法廷に呼出されて三十人の裁判官の前で調べられた、さうして一つの死刑を言渡された、元來神を汚す不敬罪は死刑に當るべき筈でなかつたのである、然るに當時は猶太人の考が非常に間違つて居つて、自分等が神である正義である、或は神の代表者である、或は神の命令を掌るといふやうな壯嚴な言葉を用ひて居るが、其實腐敗極つた猶太人である、そこでキリストが眞の神を教ふるといふことを言出したので、政治が極端まで腐敗して居つたのですから、そこで罪の少しもないキリストを呼出して調べるといふと、其時の裁判官は相當の良心を持つて居つたのでありますから、實はキリストは犯罪者であるとは思はれなかつたのである、けれども大勢で投票の結果有罪に決めて仕舞つた、所が不敬罪は死刑になるべきものでないが、無理に死刑にして仕舞つた、それで之を死刑にするには當時の猶太はもう一遍羅馬の裁判を経なければならぬのでありますから、そこで羅馬の裁判官に渡すといふと、羅馬の裁判官は不敬罪は汝等の宗教上の争から來たるものであるから羅馬の裁判に依つて裁判する必要がないと云ふて一遍突返したのであるが、再び強固なる意見を主張することが出來ずして、羅馬の裁判に附して終に十字架の刑になつた、此キリストの十字架に架けられたといふことは宗教上に於て意味のあることは格段であります、宗教上の意味を離れて單純の裁判の問題、司法制度の問題と致しまして、當時の世の中が非常に腐敗して居つて斯ういふ結果を現はしたので此問題は獨逸などの刑法學者に研究いたして居るのであります、詰り裁判の腐敗から起るべき一つの實例であります。其次にソグラチーヌであります、之は當時の亞典の少年の間違つた思想を導いて行つた、所が所謂誤の神を傳へたものであるといふこと、青年を腐敗せしむるものであるといふことで告訴を受けて亞典の法廷に引出された、所がキリストは法廷に立つに當つて裁判官がお前はとういふ者であるかといふことを聽いてモキリストは答へない、逆も此裁判官がキリストを裁判する力は無いといふことを承知して居る、そ

こで神の子であるといふことを言つただけで他のことは言はなかつた、所がソグラチーヌは法廷に立つて反對の議論を滔々數千萬言述べまして、自分は決して間違つた神の教を傳へたものでない、青年を腐敗せしめたものでないといふことを辯じたのであります、當時の裁判官はソグラチーヌに向つて汝は法廷に於て無益の争論を致すよりは賄賂を持つて來た方が宜いといふことを勸めた者があるが、彼ソグラチーヌはさういふことは聽かずして、論辯學の大家であるから、天下の正義は孰れに在りや或は善は孰れに在りやといふことを以て、自分は善の代表者である、正義であるといふことを立證して見やうといふことから、一代の大哲人として立つた人であり、大に論じたのであるが、竟に投票の結果死刑に處せられたのであります、ソグラチーヌを死刑に處してから亞典は其後忽ち滅びたのである、キリストを死刑に處して猶太は直ちに滅びたのであります、斯ういふ所から見ると裁判といふ者は必ずしも公明正大でない、實に裁判の上にも間違ひがあることを證明されて居るのであります、裁判官の裁判は間違つて居る所から人道論が起らざるを得ぬのであります、詰り人間が人間に對して本當の裁判を與ふるといふことは極めて困難であるので、裁判といふものは正義の方面を離れて慈悲同情の方面に向つて來なければならぬといふことはポールも説いて居る、羅馬人は法律を好む所の國民であつて、總ての法律が羅馬から出て居る、羅馬が歐羅巴を征服したが、一度は法律に依つて世界を支配したものであるといふことを言つて居る、既に法律的の國民である、其羅馬人に向つてポールは羅馬人の思想の間違つて居ることを説いて居るのであります、さういふ譯であるから歐羅巴に於て仁愛の問題の起るのは當然である、さういふやうなことからして裁判といふものに對して我々は固より之を尊重して裁判の誤なからむことを欲するのであります、裁判に誤がある、さうすると監獄といふことに付て犯罪者に對して刑罰に依る一つの應報懲治といふことを行ふのはどうであらうか斯ういふやうな具合に監獄を解釋することが甚だ困難になつて來たのであります。

然るに人間の正義心といふものは非常に強いものでありまして、なか／＼悪事をした人を目前に見て居ります場合に、それを看逃したり或は其者が直ちに捕縛されずして世の中に跋扈することありとすれば我々の精神は非常に動かされるのである、歐羅巴の社會に於ても一時は非常に嚴刑を罰論が行はれて居つたので、刑罰といふものは犯罪に對する應報といふことであるか或は刑罰といふものを以て或政策を行ふに不便なるものを取除く道具であるといふことに致しますると、非常の嚴刑や罰論の必要が起つて來るのであります、支那の韓非子の唱ふる所も刑罰は嚴重にしなければならぬといふこと、伊太利のアカバペリーも同一の精神で、矢張り韓非と甚だ能く似寄つて居る、それから歐羅巴に於ても嚴刑を罰が行はれて居つた、其時の監獄の有様を訴訟法學者のボツヘといふ人が形容いたしまして、十五六世紀頃の歐羅巴の監獄といふものは大なる悪人も、微罪の少年も、男女も、總て差別なくして、一つの牢屋の中に投り込まれて居つたのである、それで監獄に於ける状態といふものは社會に於けるよりモント甚しいものであるといふことを書いて居るのでございますが其やうな監獄に入れられて居つても、單に監獄刑罰といふやうな應報であるからして、悪人を苦めるに何か在らぬといふので監獄問題が閑却されて居つたのであります、併ながら我々が段々考へて見ますれば、元來犯罪者の出來るのは一般社會に責任がある、それから犯罪者の關係者に責任があるといふことは一つの大きな問題である、もう一つは詰り裁判に誤があるといふことも一つの問題である、さういふ所からどうも監獄といふものを斯様な状態にして置いては仕方がないといふ所から、一面には監獄の方面から刑法の改正論が起つて來たのであります、それは所謂亞米利加などに行はれて居る保護的制度の如きはそれである、それから執行猶豫の制度も監獄の方面から唱へられた刑法改正論と見て差支ない、刑罰の原理或は犯罪の原則から見れば來たのでなくして、今日のやうな監獄を見ると、是は寧ろ犯罪の養成所であるといふやうなことを考へると、成べく監獄に送らない方針を一方に於て講ずるなり、或は監獄の制

度を全く變へて仕舞ふ、監獄といふものは自由を束縛する點に於て我々の社會と違つて居るのであるけれども、其外に於ては社會に於ける者と大體違はぬ所の自由と、仕事に趣味を興へてやつてはどうであらうかといふやうなことから、監獄に於て芝居をやつて見せたり、或は話を聴かして見たり、犯罪者に對して趣味を興へて居る國もあるといふことであります、斯ういふことからして監獄の基本たる刑罰に改正を加へようとして現にそれを實行して居る所がある。

然るに監獄の改良は刑法を改正するばかりでなくして、從來の刑法といふものは應報刑の立場に立つて居ることが多くして、さうして主に刑罰の方から立論したのであるが、之を一變して犯罪人といふ者に重きを置くやうにして見たらばどうであるか、斯ういふ風な論が盛に起つて來たのでありますそれはロンブローゾといふ人が犯罪者は精神病者であるといふやうなことを唱へたのがさういふ運動の動機になつたのであります、詰り其罪を惡んで其人を惡まずといふやうに應報刑の立場から稍や離れて來て、此罪といふやうな事柄は是は矢張り人があつて罪が來るのである、人があつて罪があるのでなくして、罪があつて人があるのである、そこで表面に現はれて居る罪は、僅に大根一本盗んだのである、僅に墓口を一つ取つたのである、此人はどうかといふと山に噴火山があるが如く窃盜系のものである、大きな倉の物をまるで取り盡して仕舞ふかも分らぬといふやうな者である、一種の犯罪系統といふものを尋ねて見ると、表に現はれて居る状態は輕微なものであるけれども、能く系統を探して見ると恐るべき窃盜系統の者である、或は人を殺す所の犯罪の系統であるといふやうに、犯罪人を系統的に調べる所のものが流行つて來たので醫者が是はベスト菌の形體である、是はコレラ菌の形體である、或はチブス菌の形體であるといふやうに、素と病氣自體を見て居つたものが何かもう一つ病原を確めて行くといふが如く合體をして往くのでなからうかといふやうなことで犯罪人の研究を始めた、此犯罪人の研究から見ますと窃盜といふ微菌を見出して之を撲滅して仕舞へば窃盜といふ

病原が無くなるのである、今日はまだ犯罪人の微菌を發見したコフホといふやうな人は無いけれども何でも犯罪といふ所爲の表面から見るとも犯人といふ方面から研究して見なければならぬといふことだからして、日本なども其影響を受けて、今までの刑法をもう少し改正して、犯人にももう少し眼を着けるやうな刑法にしたら如何であらう、斯ういふので新刑法が出来て參つたのであります。

そこで新刑法が出来るといふと、是と同時に監獄法といふものも改正しなければならぬのである、刑法の改正される場合に於ては天下の學者或は實際家が非常に反對をしたり或は賛成をしたりして、暫く刑法の爲めに戦つて居つたのであります、監獄法の出来る時には監獄といふものは我々は一生悪い事をするものでないから監獄はどうなつても宜いといふやうに考へて居つたのでありますから、一向監獄法の問題に付ては注意せぬ間に監獄法が出来て議會を通過して仕舞つた、併ながら是は決して悲むべきことでない何となれば日本の制度の改正は政府から起つて来て、政府は歐羅巴に於ける最近の進歩の結果といふものを斟酌いたしました、さうして日本の國情に適するやうに法律を拵へて参りますから、一向世間の方から注目をせむでも心配する必要が無いのであります、さういふ状態に於て第二の監獄法が現はれて、今日は新なる監獄法に依つて支配されて居る譯であります。

所が新なる監獄法に於きましても、元來刑法といふものが全部犯人主義といふ新學說に基いて作られて居るのでありますから、従つて監獄法の側から見て居る所の監獄に於ける状態は大して舊の監獄則と違つて居らぬのであります、それで監獄に付て從來よりも一ト際法律の上にて力を盡さなければならぬ所の問題が澤山生じて來た譯でもありません、併ながら新しい改正と共に又餘程注目をしなければならぬ點が生じて來たのであります、其一つを申し上げますれば假出獄とするのが従前より早くすることが出来る假出獄の早く出来るといふ事柄は私は宜からうと思ふけれども假出獄をする場合に當りまして、非常に行狀を能く改めて、改心の見込の立つた者に對して刑期の三分の一を經過した

ならば假出獄を許すといふことになつて居ります、之を犯罪者が眞に改悛したものであるか、或は表面改悛を装つて居るかといふことを見るのが餘程むづかしい、それからもう一つは監獄に這入つて直ぐに改悛して仕舞つた者も却て假出獄の時期に到達するまで置かれた爲めに、自暴自棄を起して又改悛しない状態になつて來る者があるかも知れぬ、さういふやうに一旦改悛しても亦跡に戻るやうな人間であれば、それは眞の改悛でないからさういふ者に對して假出獄の恩典を與ふる必要が無いといふかも知れませぬが、此は吾々の人格の繼續といふものが如何なるものであるかといふ、心理學上大きな問題を研究しなければならぬのであります。

我々の人格がどの程度まで繼續するものであるか、それは人に依つて色々違ふのであります、善人として長く續くことが出来る者があり、善人として長く續くことが出来ない者、二日三日は善人であるが、其後は悪人であるといふやうな人格の繼續が長くない者もあらうと思ひます、而して監獄といふものは一般の人類を取扱ふ場所であるから、之を率するに聖人であるとか賢人であるとかいふやうな、心の欲する所其範を越へずといふやうな人を以て一般の犯罪人を取扱ふことは出来ないものであるさう致しますと一度改悛した者が暫く監獄に置かる、爲めに改悛の期を失したとすればそれ等は矢張り制度の上の缺點であるかも知れぬのであります、それから今一つは刑期の三分の一といふ法定條件の所に至りますといふと、丁度改悛の時期に達して居る、所が其時分に假出獄をするといふ丈の手續を取らなかつた爲めに却て悪くなつて仕舞つたといふやうな人間があるかも知れぬ、是等の問題は實に監獄の重要な問題であつて、監獄の在監者の増減と問題と牽連することである、一方には我々國民は監獄の費用といふものは餘り負擔したくない、けれども若し費用が足らぬといふことになると監獄に犯罪者を長く置く譯にいかぬ、悔悟遷善した者は早く出さなければならぬといふことになるとでありますけれども、之を見定める時機を失すると長く徒らに監獄に止めて置かなければならぬと

いふことになる、是等は事が小さいやうでありますけれど、新しい刑法になりましても特に注意をすべき一つの問題であらうと思ひます。

それから尙ほ監獄に於きまして特に注意せねければならぬ問題といふものは、今の裁判の有様であると随分精神病者と知らずして監獄に持込まれて居ることがあらうと思ふ、是は成程一面に於きましても精神病者を監護する病院が不完全でありますとの其数が少いので一緒に監獄の中に入れる……落つれば同じ谷川の水であるから窃盜も強盜も一緒に置いて差支ないといふことであれば宜いが、精神病者のやうなものであれば之を出して他の精神病者と同じやうな場所に置く必要が随分起るだらうと思ふ、さういふことも注意を拂はなければならぬことがありますし、大變監獄に對しましては種々な我々が苦心をしたり注意を拂つたりするやうな時代になつたので兎も角も今日は前刑法の時代よりはより多く其必要に迫つて居るといふ有様である。そこで私は先程來段々申し上げた通り、今の監獄の理想から申し上げますといふと、犯人に重きを置く方は一つ犯人を研究して、刑法といふものは、犯人を研究して其犯人の處分をする一つの方法である、其事柄は詰り世の中の正義問題、世の中の道德問題を餘り關係せぬでも宜しいのであります、犯人といふ人の方面からのみ觀察を下して、さうして之を究めれば宜しいものである、斯ういふやうな方面のみから觀察が出来て往くことでありますならば總て監獄といふものを以て一種の道德院、或は病院、或は御堂といふものであつて監獄が御寺になつたといふやうな傾向を持つて來るのであります、ナニ人間といふものは誰でも迷ふものである、一時は迷を起すものであるが悟れば佛になつて居るのであるから悟つて居ればそれで宜いといふやうなことで國家に對する責任、社會に對する責任といふものを全く顧みずして置く、さういふやうに社會を度外視して犯人其者ばかりを見て刑法の目的が足りて居るとすれば、監獄は全く寺になつて仕舞ふ、例犯人それ自體も考へなければならぬが、犯罪行爲といふものにも注意しなければならぬのである、例

へば人を殺したやうな從來卑近の道德上から見ても重いものであるといふ觀念を養はれて來て居る、其觀念は間違つて居るかも知れぬが、兎に角千年二千年と考へられて居るので、それを監獄にやつて此者は治つたから直ぐに出すといふやうなことがあると、其犯人の改換した者に對しては誠に結構な事柄であるが、殺人といふ大なる犯罪自體に對しては或他の犯罪を豫防する上に於て不公平である、不公平であるのみならず犯罪豫防の目的を達することが出来ないやうになりはせぬか、斯ういふことになると矢張り犯罪といふ方面にも注意をしなければならぬ、斯ういふ事柄は單純な犯罪主義だけで往くことはむづかしいだらうと思ふ、今の刑法などは犯人主義といふものを三分位取つたのでありませうが、大體に於ては犯罪主義を七分位取つたのであらうと思ふ、其刑法の下に出來て居る監獄法であるから犯罪主義の方の精神が餘計になつては居りはせぬかと思ふのであります。さうすると今日の監獄に對して法律の上から見るときは、矢張り犯罪者の人格を一々識別して、監獄を修道院として國民が骨を折らなければならぬといふ問題までは到達して居らぬけれども、是は刑法の學問及び國家の刑事政策を執つて行く所の方針からどういふやうになつて往くか分りませぬが、大體の學問の系統から致しましては段々犯罪主義といふ方面は遠かつて、犯人主義といふことに向つて來るであらうと思ふ、何となれば、犯罪主義を採用しなければならぬといふ論者は主に威嚇といふことから來るのである、是れだけの犯罪があつて之を罰しないといふと外の犯罪者を威嚇することが出來ない、そこで威嚇として一般的豫防をせねばならぬ若し犯罪者があつて罰しられないで、やたらに執行猶豫などをやることになる、悪いことをしても二年位の刑にして執行猶豫にして貰うと考へるやうな人があると困る、餘り犯罪人といふことに重きを置くこと一般豫防が出來ない、特別豫防の方には効果を奏することがあるかも知れぬが、一般豫防の効果を奏することが出來ないといふ論を立て、參りまして、常に犯罪必罰といふ論を持つて來るのであります、併ながらそれは能く考へて來ると、犯罪必罰といふが、

正義の神様が一面に於て衡を持ち、一面に於て劍を持つて居るやうなもので、犯罪人に付て分厘の間違ひがなく裁判が出来て居るといふことになればそれで差支ないが、それはさう往かないのである。裁判に付ても今日の證據の方法は往々にして誤がある。無罪者が罰せられたり、有罪者が放たれることがあるといふのが一つの理由である、もう一つは犯罪者が單に天下の浪人であつて、其人は親も持たず、子も持たず、妻も持たず、親類もないといふ者であれば、其犯罪者を罰するといふことだけに於て正義の目的が達しられて居るやうである、併ながら人間は天下浪人は少い、家を持つて居り、縁者を持つて居る者が多いのである、さうすると茲に戸主の犯罪者があつて、それが或犯罪の爲めに監獄に連れて行かれるると其者の妻とか親とか子とか或は兄弟と云ふ者は之れが爲めに非常に苦痛を感じ不便を感じ恰も一種の刑罰に逢ふて居るといふ如き状態である、是は今日の刑法學者が言はぬことでありませうけれども、犯罪の責任は一身に止まるといふ事柄が刑法の原則であるならば、支那人の謂ふ所の連坐の法であるとか、連累の法を廢めて仕舞つたといふ議論を終極まで貫かうとするならば刑罰を執行するにしても其責任が他人に及ばぬやうにしなければならぬ、所が監獄で自由を奪つて刑を執行するといふと、刑罰の執行に關係なき者に迷惑と責任が及ぶのであつて、關係の無い者に害を及ぼして居る、そこで連坐の精神を去つたといふも尙其精神であるのと同じの状態に在るのでありませう、さういふ譯であるから何でも罰して監獄に入れることが正常な方法であつて、是で刑罰の公平なる目的を達して居るとは言へないことと思ふ。又他の一つの見方は或者を監獄に入れればそれで他の犯罪者を充分威嚇する力がある、それであるから威嚇の目的が達せらるゝといふのであるけれども、此威嚇といふことは甚だ當てにならぬのである、此事は支那人なども餘程考へて居つて、笞脚などは威嚇論に付て非常に議論し説明したのである、刑は其身を懲しむるものである、將來を懲すものでないといふ議論をして居り、それから刑罰は明白に致して置きさへすれば、事實に於て罰するといふこ

とをせぬでも、それに依つて刑の目的を達することが出来るから、刑を明白にして實際の罰を與ふるのでないといふ斯ういふことを議論をする人もある、刑法の上に規定がなくして、犯罪者を唯捕へて來て罰するといふことになるといふと、多くの悪人が罰せられないといふ所からして、威嚇の目的を達することが出来ないかも知れませぬけれども、さういふことでなくして刑法の規定があつて、屢々は放たぬのである、非常な悪い事をした場合があることを罰するといふことであれば、威嚇の目的を一面に於て達するのであるから、威嚇といふだけで刑法が出来て居るといふ論に立籠つても、それだけでは刑罰に就ての説明を維持することは出来ぬと思ふ、それと一般教育が段々進んで参りまして、我々の良心といふことを高めて、犯罪といふものは單に他人に對する損害ばかりでなくして自己に對して損害があるといふことを考へさせることにする、もう一つは刑罰論の基礎、或は犯罪論の基礎を研究することになると、我々人類の一體を成して居る理由から説明して來なければならぬ、是は法理上の非常な面倒な問題になりますから、其問題は今晚は申上げませぬが、要するに犯罪必罰といふことになれば犯罪人が世の中から減つて來るといふ斷定は大に誤つて居ると思ふ、さういふ事柄である將來の刑法といふものは矢張り犯人主義といふものに重きを置き、それから從來の犯罪主義を取つて來た所の事柄を參照いたしました、さうして一般犯罪を豫防するといふ考からも段々刑法の主義が改つて來るので、今日よりもモット進んだ折衷主義が行はれて來るだらうと思ふ、さうなると監獄に這入つて居る人の人格を段々研究しなければならぬことになつて來ると思ふ。

私は元來法律といふものを人格の對立であると始から斷定して居つたのであります、法律の道徳や何かと違つて居る所は何であるかといふと、色々の人類を法律を作つて對立をすることが出来るのが法律である、此間に曲つた考、邪な考を持つた者もあり或は人を斬つて喜ぶ者も、慈善事業を以て喜んで居る者もある、種々の人格を具へたのがある、此人格の一々論索を受けずして社會に先づ對立をし

た状態を形作れるものは法律である、斯ういふやうに私は考へる所が其意味に若し法律を解釋いたしますると一度び監獄に入れられて居る者は、全く法律の支配を離れし人格といふものを無視されて居るやうな状態になつて居るか、或は監獄に於ても矢張り人格といふものを認めて、人格相當の待遇を監獄に於ても與へなければならぬものであるが、斯ういふことを申しますると今日の監獄は特別の理由でもあつて、監獄に於ける司獄官が大變立派なものでありでもすると、司獄官の私の待遇としても特別の待遇をするかも知れませぬが、それでないと四分六分の麥飯を食つて食へることも何でも同じことで、勞役に服することも身體の強弱等に付て其間に不同を設けないことになる、それ故一度び監獄に行くに此人格を認められぬといふことになる、是は私は随分不公平なことであらうと思ふ、そこで將來の監獄改良の問題としては充分其精神が改つて來るに従つて、相當の人格者には相當の待遇を與へるといふことにしなければならぬ、是はなせかと申しますると、今日の犯罪の中には自然法學者の唱へましたやうな極く自體が悪い犯罪がある、犯罪自體が悪いのであるから、さういふ犯罪であるとは誰に拘らず刑法に觸れるといふので、社會の道徳上の觀念と刑罰の觀念と一致して居るやうな場合であれば格別であるが、今日は政治上の犯罪或は政略上の犯罪も作らなければならぬことになつて居る、或は警察犯處罰令といふやうなもので、其時その問題に付て秩序的罰も設けなければならぬ、斯ういふやうな風でありますから往々にして天下に功勞ありし人でも或は立派な人でも間違つて犯罪をして其結果監獄に送られるやうなことが生ずる、其人も刑罰に觸れた所の悪人には相違ないが、直ちに良心に立返つて善人になつたと思へば、それ等の人は竊盜を十犯やつた、或は放火を七八犯やつたといふ人と同一の人格と視ることは出来ぬと思ふ、それ等を一つの狀態に於て監獄で待遇しなければならぬといふことであると、監獄といふ所は不公平な所であつて、地獄に佛がないやうなところになつて來ると思ふ、將來は地獄で佛を置くやうになり、彌陀の光は監獄に輝かなければならぬ、

キリストの慈悲も監獄に逼くなるやうにならなければならぬと思ふ。

そこで監獄は一つの意味に於ては刑罰の執行所ではあるが、それと共に一面に於ては教育所であつて、其監獄に於ては總て社會に於ける良民と同一の待遇になる程に立至らなければならぬと思ふのであります、さういふやうなことであると甚だ監獄問題はむづかしいものであつて、我々全體が非常に關係のあることであらうと思ふのであります、私の甚だ遺憾に思ひまするのは、今日刑法が改正されて、多少時間主義であるとか、犯人主義であるとかいふことが刑法の中に這入つて來た、所か實際監獄には犯罪者が殖えて來て居る、或所は倍數になつて居る、是が一時の現象であれば結構であります、裁判の方針が變りませぬければ此狀態は變らないと思ふ、張之洞の言葉に「習ひが改まらぬければ法が改まらぬ」といふことを言つたといふことでもあります、日本の法律は實際が改まらぬで法から變つて來るのであります、習ひの改まらぬ中に裁判の實際が變る筈がない、今の裁判官はどういふことになつて居るかといふと、前の應報刑時代の刑を執行して居つた頭があつて、從來は犯罪者に對する刑法の軽いといふことを懸念して居る、是は正常な御懸念であつて、我々も同感である、けれどもそれと同時に今までの刑罰は重いと云ふ點に御注意にならなければならぬと思ふ、さうして先づ新刑法に習ひを變へて參りますと、是に依つて餘程監獄の問題も改められて來ると思ふのであります、そこでさういふことが出來て、第二、第三の監獄の改良といふことになるのである、私は監獄に於ける司獄官の地位をもう少し高めよう少し高い所の官吏を以て監獄の役人にしなければならぬ時代が來ると思ふ、近頃の英吉利の學者の統計であります、英吉利に於きましては犯罪者が人口の増殖と同比例を以て進むといふことでございます、日本に於きましては矢張り犯罪者の割合といふものは進んで來ることであらうと思ひます、之が進んで來ると此處分問題に甚だ困るのである、或人が私に向ひまして衆議院などで犯罪者を出すのはどういふ譯であらうかといふことでありましたが、日本には

犯罪者の階級が多いので衆議院からも代表者を出さぬと不公平になつて困るといふことを申談半分には申しましたが、今はさういふことはないが、將來は人口の増殖と共に進んで行つたらたまたつたものではない、是から青年家諸君は氣力が盛であつて大に總ての問題に進んで往かなければならぬ、外部に在つて外部と戦ひ内部に在つては教育家となり、これと同時に税を納めてさういふ犯罪人を養つてやらなければならぬことになる。大きな問題である、監獄に行けば飯が食へる、外に居る者は自分で飯を食ふ心配をしなければならぬが、監獄に行けば其心配が無くなる、どうせ旅は道連であるから大勢で行かう、斯やうなことが起つて來て監獄に人が滿つるといふことになる。大變なことであります、それでありますから監獄といふものは刑罰に對する懲治の場所であるといふに止まらずして、もつと犯罪人を研究して、實際直る者と直らない者、さういふことを明白に研究して、相當の人格に差等を立てて保護を加へなければならぬ時代が來ると、斯う思ふのであります。

寄 書

○監獄衛生雜感 (其九)

金澤 石崎 貧樂 生

(九四)責任能力低劣に對する近世法學の地位 責任能力低劣者の處置は今後の一重要問題たるを失はず責任能力低劣者は大部分犯罪をなす是れ社會に取りて極めて危険なる所なりとす責任能力の低劣なる者は主觀的に犯罪の惡事たることを感ずること尠なしと雖客觀的に危険は甚だ夥しとす故に被刑は適當とは謂ふ可らず精神病醫家にありては責任能力低劣なるものを法律上認むべき者なるや否は問題

とはならずして如何にせば之を防止するを得べきやの問題緊要たるなり又た所刑は凡て之を適用して可なりと雖も多くの場合に刑罰の精神に適應する策を取らざる可らず

(九五)獨逸に於て鑑定醫が被告の前に於て其將來死すべきことを陳述せんとするに中り之を本人に聽かしむるに忍びずとして被告を他に避くべきことを要求せしに之を容れられず然ば他國語により被告の知り得べからざる様せんとせしも容れられず之れ一時他國語を用ふるも他日之を被告に知らしむべき時期到來するを以てなりと云ふ之れ刑法の規定にして裁判長の許容すべきことに非ざればなり依て久しく協議の未遂に裁判所は生命に關する重要事項を述べずして鑑定を續行すべきことに決定し被告は病院に送られ公判は延期せり

(九六)神博士曰く犯罪的精神病者に就ては寧ろ直覺的に總て彼の心理的狀態を基礎とし一の正確なる目的とする方向を定めて訊問し犯罪者の訴ふる所は該時の心理的現象として一致するや否を確め更に此所見を綜合して何程の疾患に恰適し得べく若くは何病に類似せるやを知り續て其見地上に觀察の歩を進めざるべからず云々

(九七)ロンプロゾー博士の病歿精神病者にして又た心理學及び人類學の大家なり其名聲は天下に噴々として何人も知らざるなし近者悲報の傳ふる所によれば病の爲に歿せりと云ふ博士はもとウエロナーに生れ父は商買なりしが博士稚くして好學嗜書、言語學、史學を修め年甫めて十二の時已に羅何語と希臘語とを話し十四歳にして羅何語にて「羅馬の頽廢」と題する一書を著し言語學者マルツォロに知られて同氏につきてペブリユ語、支那語を修得せしが後バヅア大學に入りて醫學を習ひ後にバヅア維也納等の大學を應訪して再びバヅアに歸りて刀圭の業に従へり

一千八百六十二年博士はバヅア大學の精神病學と法醫學講師となり専ら學術の研鑽を事とせり斯くして博士の篤學勤勉は大學の内外に聞え一千八百六十四年バヅア大學の教授となれり、その精神病

院長に任せられたり、この時開講演説として「天才と精神病」と題するものは當時學界の推重する所となり博士の名稱益々擧るに至れり一千八百七十六年ウリン大學の權教授となり精神病學及び法醫學の講座を擔任せり

ロンブローゾ博士は又犯罪者研究の一新紀元を開きたる人にして犯罪者の身體と犯罪との間に於ける關係を發見し刑事人類學と稱する一學科を創立し犯罪者の人格に注意すべきことを主張し刑法及び監獄制度の改革を稱へたり

千九百六年博士の古稀の祝賀會をチウリンにて開かれたる時の如き饗饌として壯氣天を突くの概ありしを今や病んで遂に起たず誠に學界の爲に悼惜の情に堪へず

(九八)英國の兒童法 家族が兒童に對して必要なる保護を加へ得ざる場合に國家が代りて保護を加へんとするを目的とする者なり

該法は百三十四條より成る其内先づ幼年者法廷なるものを設け幼年者の罪は總て此の法廷に於て糾問すべく以て他の裁判所と全然別てり又た如何なる場合と雖も兒童は死刑に處せらるゝことなし

兒童は料理屋の酒場内に立ち入るを許さず

紙巻煙草は十六歳已下のものに賣り渡すを禁ず

青年にして其周圍の狀況不良なる場合或は兩親にして犯罪的生活を營む場合には之を工手學校に入れ或は他の良家庭に入らしむ

青年の法廷に入り公判を傍聽するを禁ず云々今や吾邦に行はれんとする感化院の如きは其主義甚だ美なりと雖も不良少年は多くは其家庭或は周圍の不良なるに因するものなれば既に不良となれる少年を感化せんよりは家庭及び周圍不良なりと認むる時は少年を此等より抜き取り不良ならざる境遇に於て教育すること英國の兒童法の如くするは最も理想的にあらざるなきか

(九九)肉食者の筋力 肉食は勞働力に必要有効なりとは從來一般に信せられたる所なるが白耳義ブリユツセル市のドラトル、ジョテコー氏等の菜食家及試験的菜食者に就て試験する所によれば菜食は決して筋肉の力を減弱する者に非ず寧ろ肉食に比して多大の勞作的効果を呈すとの結論を得たりと而して筋肉の收縮は其數を三倍し勞働後の回復も速に早く機械的勞働成績は菜食者の方概して肉食者に優れりと云ふ其原因は蓋し肉類の攝取より來る身體中「トキシネ」の形成少なきに在るものならんと想定せり本邦の如き主として菜食家たる農事勞働者と農家より多數を徵集する兵員とを有するの國に於ては此問題に關する検査は頗る興味ある者と信ず監獄に於ても亦然り之れ予輩の將來大に研究して其結論を發表すべき者なりとす

(一〇〇)手淫の害 ドクトルフンメル氏(米國ニューオルレアン市)の論する所を見るに小兒の手淫は甚しき患害なし之に反し生長せる男子は手淫の際に於ける性慾の興奮は頗る劇甚となり天然の性慾遂行よりも烈しく神經を過勞し害毒頗る大なり爲に神經的障害の外殊に精神病に傾向する所の疾患を來す彼の神經衰弱なる名稱の下に包括する病症は青年者に於て多くは手淫の惡癖に原因す云々青年受刑者中手淫の習慣ある者多し宜しく警戒すべき者なりとす

(一〇一)「アウタン」の効價 瓦斯消毒藥として近時無上の聲譽を得たる者にして「フオルムアルデヒド」と「水蒸氣」とを同時に發生する者なり獨逸政府は其有効の保證を布告せり之れ監房其他の消毒に便益なる者と信ず

(一〇二)放尿症に甲狀腺越幾斯 ウヰリヤム氏は夜尿症に對し本品〇、〇五乃至〇、〇一を一日三回分服を試み良好果を得たり是れ蓋し甲狀腺の分泌物は膀胱並に其括約筋の作用を調節するによるものならん

(一〇三)馬鈴薯中毒即ちゾラニン中毒 フォン、ハーゼルベルヒ氏は本中毒は異常の毒物「ゾラニン」

の含有に基因せず否な寧ろ諸種の微菌殊に大腸菌、「プロテウス」並に爾他腐敗細菌なく少しく温かき馬鈴薯内に於ては此等細菌は著しく増殖し之れより分泌せられたる毒素が即ち甚だ重症なる中毒症狀を惹起するなりと云ふ

(一〇四) ロンプロゾー氏著書多數ありと雖就中有名なるは天才と狂人、國事犯と革命、「ペラグラ」の豫防及び其療法、犯罪者及び賣淫者としての婦人、天才と變質、法醫學教科書並に新古の犯罪人とする者の如き是れなり

氏は千八百三十年を以て生れこの程病歿せり年を享くる實に七十有三(九七項補遺)

○監獄制度を論じて最近罪囚の增多に及ぶ

在川越分監 草 聲 子

監獄法の實質たる所謂附帶法たるを以て刑法及び刑事訴訟法と相關聯し獨立して其の解釋を求むることを得ずと雖も其の事務は宜しく安寧に關する行政事務の一部として觀察せざるべからず而して監房の排置及び組織に關する制度等は尙ほ未決に屬する學問上及び政治上の一大問題たり故に歐米諸國に於ても學者及び政治家が此の制度をして管に一國の特有たるに止まらしめず延きて萬國の通有たらしめんことを務むるを見れば該制度の問題たる如何に緊切なるかを察するに足らん彼の萬國監獄協會の組織せられたる所以は實に此に存するを見るべし嗚呼經濟國濟民の術は一に殖産興業に存すること敢て喋々を須たずと雖も爲政の衝に膺るものは其の半面に於ては獄囚懲戒の如き不生産事業にも亦忍んで力を努するの止むを得ざるあるは人世の缺陷狀態として免かる能はざるの一現象なるべき歟然り而して監獄制度の沿革論として余輩は雜居制の弊害多きも認めたり將た又分房制の完美なるも之れを知れり此他夜間獨居の制及び階級制等屢次其の説を耳にし幾度か其の論述を研究せり然れども是非長短の

其の間に錯出するありて容易に採用する能はざるは國資の充實と否とに職由する多しと雖も今尙ほ完全なる制度の下に畫一なる治獄の政策を偏及し能はざるは洵に浩嘆に勝へざる所なりとす、然りと雖も監獄の目的は罪囚を懲戒感化して再犯を豫防し改惡移善の道を授け以て罪囚を減少するに外ならず而して此の目的を達するが爲めには獄制の關係する所最も大なり聞説らく新刑法は時勢の變遷に伴ふて生れ監獄法規亦能く世運の趨向を參酌して遺憾なしと夫れ或ひは然らん然れども在監者の増加せる今日の如き數字の眼底に映じ來るは果して如何なる影響にか起因する蓋し刑典の美なるも條章の完きも運用其の人を得ざるに在るか抑亦滔々たる頹風汚俗は世を擧げて腐敗墮落せる歟

試みに近來罪囚の増加著しきを取せよ既決囚は殆んど六萬に達し之を昨年の四萬七千餘に對し實に一萬三千人の増加となり未決囚も亦驚くべき計數の増多を致せり言を爲す者は云く未決囚の多きは檢擧甚だ多くして審理決定の甚だ遲きを證すべく既決囚の多きは獨り罪人増加したるに止まらず刑期亦長きを加へたるが爲めならざるべからず之を要するに新刑法は一定の犯罪に付き最輕刑より最重刑までの間を自由に宣告するを得故に裁判官は動もすれば重きに偏するの傾きあり又其の裁量の範圍廣きに過ぐる爲めに審理公判に多くの時日を要し檢事辯護士等は相互に極端論を主張し争ふが故自から未決囚をして長く拘禁の中に留まらしむるに至れるが如しと然れども余輩を以て之を觀れば罪囚の增多は別に原因の存するあり他なし人口漸く過剩を致して人々職を求むるに難く將た亦一方に道義の觀念泯滅して風俗の壞敗其の極に達し加ふるに輕佻淫蕩なる文藝學術は靡然として一世を籠罩するの今日誦詐朝々に隣佑を賣り偷盜夕に親友を脅かす夫れ此の時に於て好法良典ありと雖も又之を如何ともする能はざるは誠に見易きの事態ならずや矧んや司法官亦學問思辨以て其の功を全ふするの工夫あるを知らば此の誤解は容易に銷散すべきや論なきをや且つ夫れ刑事社會學若くは刑事心理學が刑法及び監獄制度の上に大影響を及ぼしたるは何人も異議なき所なるべく所謂新學派新制度なるものは即ち此の

影響を受くること最も深きを誘ふが爲めに冠する所の名稱なり新學派は犯罪者に報復的刑罰を科するを不當なりとし又罪人を長く監獄に置くの不可なるを悟りて之れが矯正の道を求むるものに外ならず従て新制度が殺人罪に死刑乃至三年懲役を課するの裁量を許したるは輕罪に重刑を課することを求めたるには非ずして重罪に輕罰を課するを許せるものに外ならず就中新法は刑の執行猶豫を爲すことを許して犯罪者をして監獄に入ることをなきを得せしむ蓋し監獄制度にして到底完美を許期する能はざる限りは國家の刑事政策の此に傾くは自然の勢ひにして之を核論すれば彼の新學派新制度は主として監獄の不完全にして弊害多きが爲めに由來ると云ふを得べきなり然らば則ち獄制改善は國家的必須事業にして再犯防止の計策を審察するは亦刑事政策上益々研覈を要するものと論決せざるを得ざるなり

上來の所論を以て余輩は新刑法の社會一般に映射せる形象の大凡を看取し頃者罪囚の増多せるは之れが近因遠因共に明白なる事情の存在するを悟れり蓋し遠因とは何ぞや他なし日清日露の二大戦役を累ねたる我國の威望は隆々として世界列強の盟主なるかの如き盛譽を發揚して外には互市貿易の擴大を致し内には商工事業の勃興を促がし爲めに一時の浮游的資金は滔々として期間に流通せる結果奢侈の風姪靡の俗は難然として社會の各方面に蔓延したること是れなり近因とは何ぞや他なし興れる事業は漸次休止の一方に傾く而已ならず會社銀行等の破産續出踵を接するの悲況を呈し疑獄到る處に起り浮說所在に湧き搜索勾引失踪投身等の事實は日夜之を聞かざるなし秩序を失し公安を害する焉れより甚しきはなからん是れ余輩が困由の近きものとして掲擧せる所以なり、抑も遠因果して彼れが如く近因亦實に此に外ならずとせば現下罪囚の増多は避くべからざるの數にして刑法如何に美なりと雖も法官如何に敏なりと雖も夫れ將た之を如何せん余輩は實に此間に處せる司法官諸氏の苦衷を想察して措かざると同時に一念の傾注する所は獄制の視察に反視せざるを得ざるものあり然らば則ち監獄制度の改

良に對する獻策として如何なる成案を有するか他なし司獄官を撰擇して人才を登用し能吏を重用するの獄制改良に於ける一大要素たるを認識して疑はずと

現行監獄法を案するに各般の制度突然として見るべきものあり從來の條規を假借なく打破して茲に新面目を生み出せるは確かに一進歩たるを失はず然れども余輩は復言す假令以良典好法備はると雖も運用宰割其の人を得ざれば竟に徒爲空作に終らんのみ故に良制度を益々良用して懲戒感化の効果を收めんと欲せば能吏を用ふるに在るを以て司法當局者は三たび思ひを此に留むるを要す余輩豈多言を弄せん耶

余輩は現行監獄法を以て略ぼ制度の十全なるものとなし懲戒教養の次第順序も所謂補充解釋に依て確立運用の餘地なきに非ず然れども罪囚増多の一點に至ては先づ宗教家教育家等の努力を要する一大區域たるは勿論今や茫々漠々として一望無際只だ葦荊棘は縱橫其の道を梗塞せるの概あり余輩は信ずらく這裏必ず之れが救極援濟の工夫に爛柯の人あるを想ふに社會政策に熱中するもの、如きは應に潛心研覈を遂ぐべき問題たるにあらざるや夫れ然り措辟して經世家の此間に處する施設の如何を觀望するは一大快事たらずんばあらず余輩亦筆硯を洗て新年の誌上に卑見を寄せ以て教を求むる所あらんとす本稿は執務の餘暇割記せる斷片を採集して編章を成せるを以て旁午錯落或ひは主意透徹せざるの憾なきを保せず蓋し杜撰の誹りは甘受を避けざる所なり時正さに窮陰に際し峭寒人に迫まる會員諸君請ふ斯業の爲めに自玉せられんことを

○監獄作業に就て

監獄てふ行刑場に於て受刑者をして強制以て作業に就かしめ且つ之か督勵に直接當局者が専心努力す

る所以のもの他なし、在監者の辯習矯正と保護及び國家經濟の補助との二途に在り、何故に在監者に對し強制以て作業に就しめなば彼可憐なる悲境に在る同胞を教訓戒飭且つ保護し得る乎、奈何なれば國家經濟の補助の一端となる乎は蓋し予輩の暇々を要せずして既に業に事實の證明する所にして疑義なけむ、然り、果して爾り監獄に於ける強制作業なる制度にして已上二個の目的を達し得とせば實に一舉兩得の良方法と云ふべし於茲乎司獄の職に在るもの、常に這邊に留意するも亦故なきにあらざるなり、果して然らば予は云はむ曰く

作業種類の選擇に注意せざるべからずと何故に已上二個の目的を遂行するには作業種類の選擇に意を拂はざるべからざる乎、左に其理由の那邊にある乎を開陳せむ

既に受刑者てふ悲境に在る彼徒の多くは勞役厭癖と自勵自活の思念乏しきとは其茲に至り唯一の原因なりとは東西斯道大家の異口同音に云ふ所にして予も亦之を首肯するもの而して夫が爲めに強制作業を科すと是亦何人も非認せざる所ならむ、元より監獄建造物又は有限豫算且つ戒護檢束てふ刑行上寸時も忽諾に付すると能はざる關係もあれば到底一般社會に於ける公私作業場の如く廣大なる工場を設立し有益なる業種のみを選択することは至難なることに屬せむも、強制作業の目的にして已上に在りとせば出來得る限りの方法を以て其種類を選まざるべからざるや知るべきのみ、即ち受刑者が出獄後一般社會に立つて一の職業として勉強生活の資となすに足るべき作業を選定就役せしめざるべからず、勿論彼徒にして入監前既に相當の職業を有し是に據つて生活し來りしものは、可成的其業に就しめざるべからず其他一般受刑者に科すべき作業種類の選擇に付ては予は其杜撰に驚かざるを得ざるなり、然れども予自身としても其選擇に付ては今茲に確乎たる斷案を以て其良粹なりとして監獄が採つて以て強制作業の資に供すべき種類の指示は不可能なるも兎も角も、堂々五尺の體軀を有する男子が以て生活の本業として妻子を扶育し一家を經營せむとする資に供すべき眞個の生産的職業を教習せむ

とするに婦女兒の手内職的のものと思はるゝ、不生産的業種を科するが如きは此所一番千思萬考を要することならむ、勿論病弱者不具者等は不得止とせむも、作業種類の性質としては女性者に適當なるものと、男性者に適合するものとあり然るに之を轉倒就役せしめ而して其成績の良否を責むるが如きは據本求魚の類のみにあらずして何ぞや予は三四年前名籍事務に従事中新入監者に對し、何故に再度入監の不幸に陥りし乎如何なれば監獄に於て習つた業を生活の本業として渡世の用に供せざりし乎、奈何なれば前非後悔正道を辿り善業に従事せざりし乎を訊問聞知せし二千三百餘人の返答を物好にも統計したることありき此突飛なる間に對し

一 監獄で習練した業は社會に少き爲めと云ふに歸着する者約六百餘人

二 監獄で覺へた業に就きしか其收入にしては生活の資に不足なりと云ふに歸着する者五百餘人

三 他の一千餘人は出獄後直に悪友に誘惑されたとか直に警察官に捕はれたりとか折角監獄で得たる金子を紛失したる爲めに目的地に歸ることが出來ざりしとか何所に行つても信用する人がないとか種々の理由の下に業を見付け得ざりしと云ふ數種に歸着したり

而して今其原稿を失へるを以て正確と明細とは記し難きも其當時の日記に其比較が略記しありしを探り得て本案を草したるものなれば素より、餘り正直ならぬ囚徒の體裁語に過ぎざれば之を標的とするは危險の嫌あらんか予は陰に左もあらむ乎と領き同情に禁へざる所なりき、論より證據左に受刑者が(當監)如何なる如き作業成績を表示して居るかを拙計になる昨年十一月より本年十月末日に至る滿一年の良否を高見に供せむに

凡 例

一 直接作業擔當者ニアラサル予ノ職ヲ奉スル監獄ノ就役四全部ヲ計算立證スル餘暇ヲ有セス不得止予カ直接關係ヲ有スル工場及七其他ノ一部分ヲ合算シテアル當監獄ハ三管區ニ分轄サレテ看守長以下各責任(狹義)區域ヲ異ニセリ其内ノ二三ノ二個

管區ノモチ計上シタルニ過キス且ツ計上セシ數字ハ不生産的作業ニ於ケルモノノ部分ヲ示シタルモノニテ監獄全體ノ就業者ヲ比
較セシニハ其得數ノ異ルヘキハ勿論ナリ

二 元來本表ハ各月共ニ就業者ヲ延人員ニ算出シタルモノナルモ斯テハ餘リ數字カ多クナリ一見對照ニ不悞ナルト貴重ナル本誌ノ
紙面ヲ面白クモナキ拙作ヲ以テ充塞スルノ恐アルカ爲メ其得數ヲ各月ノ就役日數ヲ以テ除シ其得數ヲ記載シタルハ結局各月共ニ
平均(一日)人員ヲ表示シタルモノナリ

三 單位以下ハ四捨五入法ニ依リ

四 備考欄ノ數字ハ一チ最モ成績良キ月ヲ示シ追次十二チ最劣等トス
但シ其區別ノ標準ハ科種未了人員ノ百人ニ對スル比ヲ以テシ同數ナルトキハ科程外ヲナセシ人員ノ百人ニ對スル比ノ多寡ニ依ッ
テ定メタリ

年 月	各日就役 總人員	科程外 對上人員	科程ヲ了 對上人員	科程ヲ了 對上人員	科程ヲ了 對上人員	備考
四一、一一	一〇七五	二八九	二七	二一三	一九	五七三
同 一二	一〇四二	三〇〇	二九	二一一	二〇	五三一
四二、一一	一〇三三	二九八	二九	二二六	二二	四八九
同 一二	一〇五七	三二五	三一	二二二	二二	五〇〇
同 一三	一〇六二	三一五	三〇	二二二	二二	五一六
同 一四	一〇六七	二七七	二六	二四九	二二	五四一
同 一五	一一三三	二六二	二二	二六三	二二	七〇八
同 一六	一一〇三	二二二	一七	二六〇	二〇	八二二
同 一七	一三八八	二二八	一六	二〇八	一五	九五二
同 一八	一三三七	二二六	一七	二三四	一七	八七七
同 一九	一二八七	二四九	一九	二二五	一七	八二五
同 二〇	一二五〇	二九一	一九	一七四	二二	一〇五五

平均 一九一九 二七三 二四 二二七 一九 六九九 五七 三四

等ノ如ク新法實施後滿一年間ノ成績モ如何ニ作業種類ノ選擇ノ焦眉ノ急務タルカヲ表現セリ而シテ新法實施前ト比較シテ決シ
テ不成績ナルニアラス一時斯道界ニ於テ新法實施後彼徒ニ與フル勞銀ノ名目及率性質等ニ於テ著大ノ改正ノ結果監獄作業成績ノ
不結果ヲ惹起セサルカチ憂慮シタルモ實事ハ正反對ニ却ツテ當監獄ノ如キハ好良ナリ

而して前記表中の人員内には比較的良業に就役し居るものも包含しありて科程外をなし居る者も就役
人員の四分の三乃至三分の二位の成績を出せる業種もあるも多くは、婦女兒に適當なる作業種類に屬
すと云ふべきものなればよし、科程外を爲し得とするも一般活社會に於ける賃銀は廉價にして到底男
子の生業とする價値なきものたるや疑なげむ兎も角も其平均高の比を見るに結局一人前以上の仕事を
なすものは百人に對して四十三人以下の者五十七人と云ふ状態なるのみならず其業種が男性者の生
業として渡世の用に供すること能はざるものなり一般社會に於て各人が一の職業を以て此生存競争の
激甚なる世に立つて生活せむには囚徒の如き勞力の程度時間にては能はざるや明なり、受刑者の多く
は生存競争場の失敗漢なり結局一人前の生業成績を爲し得ざる弱者なり果して然らば已上表上に列記
したる就役囚の過半は失敗の地位にあるを表示せるもの極言すれば自己の生命に保維すること能は
ざる弱者なりと云ふも過言にあらざるなり監獄に於ける強制作業の制度にして前述の如き失敗漢の改
造にありとすれば監獄行刑眞個の活動も實に寒心に堪へざるものあるにあらざるや

○自然と韓人

在京城 安 永 春 雨

△忝山と韓屋 母邦の同胞兄弟が、釜山の港に上陸して、先づ第一に驚き、かつ淋しく、かつ氣の毒に感
ずるのは、山といふ山は、樹木なく、岩か骨を出し居るので、韓人の家屋が、鶏舎か豚舎かの如く、緩々

狭く醜不潔なものである。この感は十人か十人、百人か百人、異口同音に發する嘆聲となるのだ。
 △防塞と殖林 予は京城に来て、そこらの山に登つた、松が珍しく茂つてゐるのは、禁苑や主家の領分や日本公園として吾等唯一の樂天地たる南山だけで、その他は概して赭巖の骨が、山の色彩を呈してをる。禁伐の範圍内に於ても、路傍の松などを見ると、三尺に満たぬ若松までも、枝といふ枝は折られてをる。なんで、彼等は山をあらずかといふと、彼等の家屋は、防寒本位で造つてある、温突といふて、石板を床とし、その上に油紙を張り、床下の壁を密にし、床下に口ありて、それより火氣を送りて床を温めるのである、暖を取るには、至極妙である、その燃料が松葉を適材とするのである、約一ヶ月に三疊敷弱の温突(之を一間と云ふ)の松葉代が三圓を要するとの事なり。それが爲めに、山をあらずのは平氣である。殖林の志は、藥にしたくもないのだ。慶尙北道の書記官竹内卷太郎氏の談に、かふいふことがある。余が海寧を旅行する際、十五六才の兒童が一尺未滿の松を盛んに伐倒すを見たり彼等は、これを燃料に用ゆと云ふ。余は其餘りに無謀なるを叱し、此等の監視を怠る郡守に、説諭したることあり。甚しきに至りては、芝草を根引にして、土を振ひ、之を擔軍(背負臺)に負ふなどを見たりかくてその山地の禿嶺ならざらんと欲するも、得べけんやと。實にこの一斑を見てその全豹を知るべきである。

△積水と堤防 山高きが故に貴からず、實に樹あるを以て貴しとなす。山既に禿く、春雨降るも蓄積する力なし、雲兒見ゆるも雨脚を牽く山のなし、韓國に降雨の少きも、禿山の多き爲めも、その一因であらふ。偶ま雨降れば、山々より落つる水勢甚だ強く、堤防を決壊して、良田を沙にするので、今や堤防の完全なるものは恐くは稀有であらふ。今や保護政治の恩澤により、殖林の事業は、着々進歩しつつあり。今春觀察道を通して韓人へ、理事廳を経て邦人へ、下附せし農商工部の苗木植付後の成績を聞く

に、各道平均白楊は五割三分、樺は四割七分、山赤楊三割四分、落葉松二割八分の成績なるか、その最も不良なるは、黃海道四分二厘、清津の五分にして、その原因は、時機が遅れたる爲めなり。又良好なるは、忠北の八割三分、新義州の八割なるか、右は苗木のみにして、播種の方は、一般に成績良好なりと。
 △石炭と温突 平壤には無煙炭が出る、それが鐵道に由りて分配されつつあり。松葉の代りに石炭を用ゐることを、はや同胞兄弟はやつて居る。石炭の賣捌人と家主とが聯合して、石炭式の温突焚口を設けて、一間に對し毎月三圓で供給して居る。松葉式の焚方に比すれば、手がかゝらず、その上に床下のみでない、室内にも湯を煮るだけの温氣を送り、晝夜たきづめで、湯も二六時中湧いて居る。韓人が生活程度を高め、石炭を需用するに至らば、松葉の需用はなくなり、山も茂げけるに相違ない。殖林の事業は甚だ有望なり。

△刑律と教育 殖林をしても韓人が盗みあらしはためであらふとは、誰も首肯する所ならむ。そこになつては、林檎と鞭との政策が必要である、山高故不貴、以有木爲貴、人肥故不貴、以有智爲貴。この實語經の二十字の意義を、教育の方面より、韓人に注入し、一枝を折らば、一圓を課すべし、と刑律の方面より韓人を啓發したら、よかるふと信ず。

△自然と人間 文明の民人は自然を利用して、自ら強くなり自ら富むに、憐むべし、半開の民人は自然に反抗して、自ら弱くなり自ら貧し。

△山林と趣味 山が禿けて、色彩がない。韓人は山の美を知らない、草木の美を知らない。今より十年の後、山緑に雲白く、花紅に水碧なるを見んか、彼等も趣味を感ずるに至らむ。

法	諸	規	則	以上列記以外ノ刑法 犯及ヒ諸規則違犯罪	備
偽證及ヒ証告	一四六	八	一五四	一四六	三九
遺棄姦淫及ヒ重	五七	一	五七	五六	三八
傷	三三三	三六	三六九	三四一	三〇六
殺	二、八七九	三〇	二、九〇九	二、五四九	二、〇八〇
嬰	二、八六七	二九八	三、一六五	三、三一八	三、一五六
速捕及ヒ監禁	九〇	三〇七	三九七	四九六	三六四
公執務行妨害	二九	一四	三三	四七	一九
逃走、犯人藏匿	四九	一四	一六五	四六	一四
及ヒ證憑湮滅	四八	一四	一六五	四六	一四
放	八二	一	八二	八一	七三
住居ヲ侵ス	一、九五三	四六一	二、四一四	二、四二〇	二、三九五
擧取及ヒ誘拐	一五二	四	一五六	一三一	五四
陸海軍刑法	六九	一九	八八	八〇	二九
森	一五	一	一五	九五	一〇二
兵	六二八	二	六二〇	五四六	二五四
令	一八	一	一八	一七	八
郵便及ヒ電信法	八九	一	八九	八二	四八
稅	一	一	一	一	七
以上列記以外ノ刑法 犯及ヒ諸規則違犯罪	一、三三二	二五五	一、五七七	一、六七五	一、八九七
總	五八、二九三	三、六三六	一、八七五	二、八八四	四六、五七八
備	一、三三二	二五五	一、五七七	一、六七五	一、八九七

翻譯

○ロンプロゾー氏の先天的犯罪人説に就て

醫科大學生 クルト、ボアス

十九世紀に於ける學說中、ダルウキンの遺傳説を除き、ロンプロゾーの先天的犯罪人説程異論の多き者なし。普通人のみならず、醫學社會並に法曹間に於てすら誤解尠からざりしかば、ハイマンは一の論文を以て、ロンプロゾー説の基礎を賛否とも詳述せんことに勉めたり。ロンプロゾーは自著の版を重ねるに隨ひ、自説を著しく變更したる爲め頗る了解に苦まざる可からず。沿革上よりすれば、ロンプロゾーはモンシヨット及びダルウキンの研究方法に従ひたるものと認むべく、氏の説に多少類似したるものは、プーレン、ラウエーター(千七百七十五年)を除き、ザルツハイム(千八百十五年)、モーレル(千八百五十七年)、デルビユア(千八百六十八年)、

トムソン(千八百七十年)、ニコルソン(千八百七十二年)にして、ロンプロゾーの功は刑事人類學の一の學科と爲したるに在り。千八百七十二年に出版せられたる第一の著作犯罪人論に揭げられ、其後の著作に於て尙ほ一層明解且擴張せられたる原則に依れば、人の性格上犯罪人と爲らざるを得ざる(發見せられざるにもせよ)犯人的性質なるものあり換言すれば固有の形態即ち人類學上、解剖學上及び心理學上健全にして正直なる人と區別すべき特種の徴候を示す人あり。此特徴は主として元歸換言すれば前の進化程度即ち人類の動物的祖先に反することに基因し、又は遺傳的低格換言すれば身體及び精神機能の病的低格に降下すべき性格を父母より遺傳することに基因す。先天的犯罪人の或る性質が歴史前の人類の殘數、蠻族、動物及び植物に表現するの事實は之れが證據と爲るべし。就中頭蓋の變形其他の機關の解剖上の變化之に屬す氏は、文身の習慣、暗語、生理上の異形等を以て顯著なる退歩と認定せり。或る種類の犯人(殺人犯、放火犯、拘摸)には尙ほ他の特色を

示すもの多く先天的犯罪性を有する婦女の例として
 ては賈淫者を擧ぐべく又「モラル、インサニチ
 ー」(徳義心欠乏性)の如きは先天的犯罪人性格中
 に算入するか若くは少くとも之に酷似するものに
 して彼の犯罪と癲癩病との間には密接なる關係存
 するものと云ふべし

ロンブローゾの學說の大意は右の如きものにし
 て今やハイマンは之に對し駁撃を加へつゝあり氏
 は先づ絶對に確證あり得べからずとし推定證據を
 以て満足するに止めんとせるも是れすら至難なり
 と云へり蓋し理性、品性及び風儀上の性質は内生
 的—遺傳性にして且先天的—なるか外生的—教育
 及び生活状態に因りて得たるもの—なるかを確定
 すること能はざればなり

ロンブローゾの説明は微細なる點に至るまで論
 争せられ學說の要處に關係なき輕微なる用語に付
 てすら批評を漏らすことなく彼の「犯罪人型」なる
 名稱も亦非難せられたりロンブローゾは此名稱を
 解剖的人類學上の意義に於て用ひずしてハイマン
 の言の如く寧ろ普通人の用ひる意義に於て用ひた

者ありと雖も此は愚の甚だしきものにして是れ同
 學說を批評するものと云はんよりは寧ろ嘲笑せし
 めんとするものと云はざるべからず

先天的犯罪人に付き生理學上一定の性質の存在
 を認むるに方りロンブローゾは確證を與ふること
 なしと犯罪人の生物的關係は常人の夫れと幾多の
 關係(營養及び新陳代謝、感覺殊に視界の範圍、反
 應を生じ易きこと、交感神經纖維上の現象、局部
 的痙攣、音聲、言語、筆跡)に於て異ならざるを
 得ざるべしと雖どもロンブローゾの最も薄弱な
 る點が此方面に存することは疑ひなき所なり

ハイマンは個々の點に説及せり即ち種々の階級
 に屬する者(兵卒、水夫)の間に文身の習慣の存
 するあり又業務に依り(學生、獵師、海員)固有の
 用語を有するあり故に文身の習慣及び暗語は先天
 的犯罪人の特徴と認むべからず又犯罪人は各自の
 體質に従ひ犯罪行爲を敢てするものにして業務關
 係も亦大ひに助長する所あるべし故に犯罪の種類
 に依りて特別の徴候ありとするは敢て驚くに足ら
 ざるなり賈淫者を先天的犯罪人の模型とせるは不

るなり

解剖學者は犯罪人の遺傳的原因説及び變性的徵
 候説を特に攻撃し結局全説を維持し難きものと斷
 定せり(就中ケーニグスベルヒ居住スチーダー並
 にコルマンの如き)ロンブローゾ自らも此の批難
 に對し明瞭に説明する所なかりしも「變性的徴候」
 なる語を解剖學的意義に用ひずして臨床的意義
 に用ひたることは氏の説明中に示されたり即ち幾
 多の欠點累積するときは之れが爲め中樞神經系統
 に異常を呈するに至るが故に該欠點の累積を以て
 異態の目標なりとし精神病治療法研究者(故エン
 ミングハウス、故クラフトエビング、故メンデ
 ル、ミュンヘン居住クレペリン、故メビユース、
 ダツチンゲン居住クラメメル、フライブルヒ居住
 フェヒステル)は此説に賛同せり然れども欠點は眞
 に目標たるに過ぎず而して今日のロンブローゾ説
 は各個の場合殊に裁判醫學上の學說に於て欠點の
 有無に基き或る論決を爲さんと欲せざるなり或
 はロンブローゾは犯罪的思想及び行爲を形體學上
 の變形に基因するものなりと認めたりと主張する

可なり此「モラル、インサニチー」(徳義心缺乏
 性)語は千八百三十五年ブリハルドが裁判醫學語
 集中に掲載し頗る錯雜を招たる者にして今日にて
 は不可解の暗語として屢々用らるゝに過ぎずハイ
 マンは「モラル、インサニチー」は智能十分に發
 達せるも徳義心全然欠缺せる先天然惡性なりと言
 語上の争を解決せんが爲め犯罪と「モラル、イン
 サニチー」との兩者に適用せしめんとして「アモ
 ラリテート」の語を案出せりロンブローゾは犯罪
 を以て「モラル、インサニチー」の極點と認むる
 に止まれるもハイマンは之に反し兩者を觀察者の
 見地に依りて異なるに過ぎず其の實同一なりとせ
 り醫學者及び教育家は「モラル、インサニチー」
 を以て病態とし刑事人類學者及び法律家は之を犯
 罪と爲せり要するに「モラル、インサニチー」は
 幼者の犯罪の基礎にして犯罪は成年者の「モラ
 ル、インサニチー」なりと云ひ得べし
 ハイマンは癲癩病と犯罪とを同一視せざりき固
 より兩者間には確かに徴候の類する點あり犯罪人

は屢々癲癩病に罹ることありと雖ども之を以て兩者の性質同一なりと云ふは否なり癲癩病と犯罪的精神病の近似せることを論じたるロンブローの「一門家生フェルリーの説に賛同せざるを得ず」

著者は其れより先天的犯罪の徵候學を研究せり最極の徵候は精神狀態の情慾的方面に求むべきものとす意識の軟弱は特に風儀的範圍内に於て先天的犯罪人の性格を與ふ彼等は幼時に於て既に動物虐待、遊仲間虐待等の行爲を爲し次ては刑法違反の行爲を爲し家又は學校を去るや直ちに乞食と爲り窃盜を行ひ盜人團體を組成するに至り女は之と同時に賣淫を行ふ因て強制教育を施し其品性を確固ならしめんとするも皆な徒勞に屬し放免後は犯罪人生活を更新し監獄は毫も彼等に恐怖心を起さしむることなし

萬般の基礎は感情生活の破壊從て意思を著るしく薄弱ならしむるに在り然れども此生活に染みたる者は常に所々に轉々しクラフト、エビングが「先天的怠惰者」と云へる如く繼續して勞務に従事すること能はず此等の者の中には非凡なる勞務的能

力を有するものと同時に色情的範圍に於て甚だしき偏癖を有するが爲め感情に動かされて無意味に情慾的行爲を爲すことあり

智力は廣大なる區域内に於て動搖す目下學説は區々なりと雖ども意識の發達に一定の不調和不平均の存することは確實なり背徳の基礎に於ては學説區々に別かれ或る者(ビンスワンデル、メンデル)は無氣力に基因すと主張し他の者(シュレー、チルリング、プロイレル)は智力の發達良好なるに基因すと主張せりと雖ども先天的犯罪人が辯護人より以上に自己の行爲を説明し、辯護することを知り又屢々檢事を制御するの一點は萬人の認むる所なりクレイペリンは先天的犯罪人を左の如く解説し多數の學者は之に賛同せり

「此患者の理解力は實際的生活の區域内に於て發達を誤れるものなり即ち彼等は事物を能く了解し多數の智識と經驗とを集合し狡猾に之を利用し毫末も考案に欠點なく且結果に於て著しき齟齬を來すことなしと雖ども一般の見地を了得し高尚なる精神作用を起し生活的見解と社會的

見解とを連絡せしむるの能力は概して彼等に欠缺せり」

ハイマンはアー、バイエル及びアシャツフエンブルヒの如き専門家の意見を根據とせるも犯罪人の智力の發達に於ては何等得る所なくガウプの左の説明に従へり

「意識は考案の方針と作用とを確定し精神作用を獎勵す之に反し意識軟弱なるときは此の如き作用を生せず隨て價值ある精神作用を爲すことなく此時期より病理上の無氣力に至るまでの間には尙ほ間隔を存す」

其他極端なる妄想を起し其極端妄想と爲るものあることに注意すべく又患者の喪心及び狂的想像も其特質たりホルンデル及びカンデルは患者の利己心及び自信力強き爲め多少狂的想像を表白せることを示せり

身體上の方面より見れば癲癩病に罹れること多く「ヒステリー」、神經衰弱亦少からず「アルコーン」、ニコチン」に對する弱點及び變性より來る神經障礙も亦特質たり身體自體に在ては頭蓋、耳、生

殖器等に於て多くの變形を認むべし

犯罪の原因は決して單純にあらずフェルリーが正確に謂へる如く人類學上、心理學上及び社會上の原因に歸着する者なりクレルラーは「個々の社會的要素は人を犯罪人たらしむることなく繼續せる社會的害惡こそ人を犯罪人たらしむるものなれ」と云へり各種の變性者に在りては遺傳を主要なる原因とし殊に「アルコール」を此中に算入すべく其證據としてハイマンはメンケメルレルの「フスナブリユック」市の統計を示せり之に依れば懲治處分中の兒童二百人の父母の内父酒飲者なるもの七十五人、母酒飲者なるもの五人、父母共酒飲者なるもの二人にして其他精神に異常ある者二十四人、癲癩病者並に之に類する病者二十六人、兩種を兼ねる者二十四人なり此數は其當時の統計に依れば此の如き人員に達せざりしもハイマンは人の談話に依りて知りたるものをも加算せりクレイペリンの主張せる如く「アルコール」の影響あることは何人も争はざる所なり

第二の原因としては婚姻外の出生を掲げざるべ

からず尤も此種に付ては營養の不良、幼時よりの「アルコール」飲用教育の不良、私生子として輕蔑せらるる爲め社會に於て不幸なりとの感情を抱くことに着眼することを要するのみ

其他頭蓋の外傷、幼時に於ける身體の傷害は實際上海を及ぼすものとす

疾病には類似せるもの多きか故に類症鑑別頗る困難なりと雖も増進性麻痺、痴呆、舞踏病、ヒステリー、癲癇、中毒病(アルコール等の)は原因の一に算ふることを得べし此等の疾病に付ては類症鑑別比較的容易なりと雖も先天的犯罪人の心理的狀態に近接せる疾病即ち無氣力、白痴及び遲鈍性に在りては鑑別至難なり

ハイマンは其後二個の詳細なる病歴を報告し之に依り其所説を適切に圖解補充せり之を詳細に掲載することは不可能なるを以て爰に其主要なる點を掲ぐれば左の如し

アーハエーは當時二十三歳にして父は直接の「アルコール」飲用者に非ざるも「アルコール」を尊重せり同人は學校の成績良好なりしも欺言を構ゆ

る僻あり終に家出を爲し十四歳の時に親の家に入りて窃盜を爲し逃走し逮捕せられ家に還送せられ一旦其罪を免れたるも三週間後に再び窃盜を犯して逃走し乞食を爲し數回違警罪の刑に處せられ免後短期間勞働に従事し間もなく窃盜を爲し入獄し後水夫と爲りて世界を遍歴し上陸して裁判所に引渡され外國に逃走し再び入獄し獄中に於て精神障礙の症狀現はれ入院中逃走し乞食を爲し流浪し結局強盜殺人未遂にて更に入獄せり

病院に於ては同人は先天的背徳症と診断せられ音聲の震へる爲め一時癲癇と認められたるも綿密なる診断の結果然らざるものと断定せられたりハイマンは此場合に於ける背徳を極度に達したるものと認め刑法第五十一條を適用すべきものなりと述べたり

第二の場合も稍々之に類す患者は十二歳の時頭部に外傷を受け最初疾病に罹りたるときは智力は十分にして其後疾病に罹りたる場合には腦に缺點ありたるも未だ病理學上低能と云ふに至らざりき然るに犯罪行為を爲すに當りては盜まれたる者に

自己の名刺を投げ付け自ら逮捕を容易ならしめたる如き行為ありしかば意識不完全として取扱はれ後軍隊より脱營するに當りても制服を着し居り爲めに直ちに逮捕せられ又寺院に至り信者の面前に於て供物を盗みたる等の行為あり尙ほ同人は幼時夢中彷徨者にして自己何故なるかを知らずして終日森林中に起臥し居りたることを掲載するの必要あり

ハイマンは此場合に於ては德義低能者なりとして取扱ひ第五十一條を適用するの程度に至らざるものと爲し隨て放免せずして刑期滿了後精神病者として入院せしめらるべきなりとせり

ハイマンは治療法を簡單に述べたり即ち犯罪人の共同危険的行為に對しては如何に處置すべきかと云ふに犯罪人を社會より排除し即ち入院せしむるの外他に途なしとせり豫防方法としては監視を嚴にし、動作を正しくし、誘引其他有害なる事物(アルコール)を遠くるに在り此場合に於ては刑罰は何等の効果を奏せざるが故に現行の刑の規定殊に刑の執行の規定を變更するの必要あり氏の

所説に依れば刑は如斯共同危険なる行為に對し社會を社會的に防衛するに在るべし隨て社會を害すべき個人は社會の犠牲と爲らざるべからず是れ即ち自然法なり

去勢術の施行を主張する者ありと雖ども之を實行して司法の大問題を解決せんことは到底不可能なるべし

醫學上の鑑定は裁判所に於て之を強制するの必要あり若し他の精神障礙と牽連せるか又は強度の低能に非ざるときは先天的犯罪人を他の犯罪人と等しく刑責能力ありとして法律の嚴格なる規定に問ふか又は帝國裁判所の裁判に反し背徳を「精神の病的障礙」とするが將た氣力の薄弱なる低能者として取扱ふ外なかるべし固より此區別を爲すには類症鑑別を前提條件とすべくハイマンは此方法に依り先天的犯罪人の稀有なることを疏明しロンプロゾーの計數は餘り多きに過ぐと認めたるが如し氏は該犯人を百分の二十五乃至百分の四十(近時は男子百分の三十一女子百分の十八)と計上せり (「利事人類學及刑事學雜誌」より譯載す)

○刑事人類學及び刑事學雜誌
に散見したる指紋に關する

二二三の記事

第一サクセンに於ける五年間の指紋術

(ドレスデン警察署長ケエーチツヒ氏述)

ドレスデン特に全サクセン王國の警察署に於ける指紋術實施以來千九百七年の終了を以て滿五年を経過したり氏は今日を以て指紋術の從來の成績を考查するに最も適當なる時期なりとしサクセンに於ける指紋術の沿革其練習其成績及び其將來に於ける希望を叙述せられたるを以て左に其の要旨を譯載す可し

一、指紋術の沿革 指紋術は千九百三年始てドレスデン警察署に於て實施せられたるものにして當時警察署に於て拘禁したる者に付き刑の執行開始の際或は司法官衙へ交付する前指紋を押捺せしめ

たりしが同年十月二十四日ドレスデンに於てサク

セン王國大警察署代表者の會合あり其の會合に於て指紋術の便益を承認し國內の他の官廳に於ても之を實施せんことを希望する旨の決議を爲すに至り爾後官廳の多數は任意に指紋の採用を決定したり千九百四年七月十三日サクセン王國の内務省は同司法省の意見を聽きたる上新に命令を發布してサクセン王國の全部に付き一般的且つ義務的に指紋手續を採用しドレスデンに在る王國警視廳に中央部を置き送致を受けたる指紋の蒐集及び記入を爲すと共に各署の指紋に關する疑問に付き回答を爲さしめたり同年九月七日司法省は總て司法省に屬する官廳に對し上述の内務省令と略同様な省令を發布したり

此の省令に依れば指紋を押捺せしむ可き者は刑事訴訟法第十二條乃至第一百十四條及び第二百二十八條末項第二百二十九條第二項第二百三十三條に依り拘留せられ又は同法第二百二十七條に依り假に逮捕せられたる者とし其他總て犯罪の嫌疑を有する者又は刑の宣告を受けたる者に付ては市の保安警

察官廳及司法官廳即ち判事又は檢事の裁量に依り或は指紋を押捺せしむ可きものとし年齢及び性は指紋印寫を爲すに付き何等の差異を生せず而して指紋押捺は市の保安警察官廳に交付せられたる者に付ては其警察官廳に於て之れを爲し其の他の者に付ては司法官廳特に監獄及び裁判所屬監獄の官吏に於て之を爲し市町村長。地方憲兵部其の他の行政官吏にも其の適用を有す

(指紋印寫濟)

(年月日)

(官廳名)

指紋印寫の制限ある官廳より交付を受けたる者ある場合に於て上述の記載なき時は其の指紋を印寫し其記載ある場合に於ては之れを印寫せず而して指紋紙及び身上票は「ドレスデン」王國警視廳、八

部、識別事務と記載し通常各週一括を附記して各週一括送致を爲す際之を中央部に送致す可く中央部は一括送致を受けたる場合に於て指紋を印寫せざる者の指紋なることを發見したるときのみ回答を爲す故に回答を得んと欲する場合に於ては指紋紙及び身上票は別便に依り各週一括の記載を爲さずして送致す可く後日に至り指紋を印寫せざる者の指紋なる事を發見したる時は之を正誤せしむる爲め遲滞なく通知す可きものとす

氏は云ふ此命令の規定は簡單なりと雖も完全にし且つ實際的なりと

二、指紋術の練習 指紋印寫の初度の練習は警察

官吏に對しては大市府に在りては其中央部に於て其の他の市府に在りては大市府の官吏に依り之を爲し監獄官吏に對しては監獄所在の市府の警察官吏に依り、町村に在る區裁判所屬監獄の官吏に對しては近接せる市府の官吏に依り練習を爲さしめたり而して爾來練習を爲さしむるに適當する官吏を有する官廳に於ては勿論其官吏をして練習を爲さしめ他の警察官吏を累するに至らざりし氏は云ふ

を再應表示す

○米國刑事家會議と調査問題

帝國測定中央部を伯林に設備せしめ其設備後サクセン王國內務省の同意を得て直にベルチヨンに付きサクセン王國に現存したる地方中央部を廢止し其現存票を伯林に送致せしめたるを以て其行懸上指紋術に關しても個々の地方中央部の設備及び存續に付き一言を費さざるを得ず

サクセン指紋地方中央部に於ける經驗に依れば單に法律違背の傾向ありとの理由に依るベルチヨン測定を爲し來りたる住民が偽名を以て刑法違背を爲し地方中央部の爲め發見せられたること多數なり而して不定の地域を徘徊し偽造又は變造の承認狀に依り偽名を爲して地方の小市府に入らんとする窃盜及び乞食の多數は此種の者に屬す

凡て此等の者の指紋を帝國中央部へ送致せしむるものとすれば中央部に過度の負擔を歸することゝ爲り不權衡に事務及び吏員を増加せしむるに至る可し帝國中央部は寧ろベルチヨン制を適用したると同一範圍の者のみに制限する要あり

伯林警視廳の招集する會合に於て可成速に經驗者の意見を聽きて如上の諸點を解決せしむ可き希望

米國ノースウエスタン大學法科大學創立五十年祭を祝賀せんがため本年夏季米國各州に於ける判檢事辯護士刑事學者心理學者及社會學者がシカゴ市に相會したるを機會として米國に於ける犯罪追及の効果完全ならざるを慨し刑事諸問題と相連關せる科學及行政の各方面に亘りて極めて周到なる研究を開始し以て米國各州に於ける刑事政策の根本的改善を計らんことを企圖せり。今此の遠大なる目的を達せんがため各種の重要な問題の討議に入らんとするに先ち會議事項を左の三部門に分てり。第一部門はペンシルバニヤ大學ウイットマー教授を部長として犯罪人の待遇方法如何。第二部門はウイソコンシン大學ロウツ教授を部長として刑事官吏の組織任命養成の件。第三部門はペンシルバニヤ大學ミケル教授を部長として刑法及刑事訴訟法に關する件を討議調査せり結果第一部門は不定期刑、假出獄の制度の從來に於ける實效に關する公的資料の蒐集警察署に於ける拷問的審理の

禁歴短期拘留刑の廢止及輕微なる自由刑に代へて強制勞働場又は感化院に收容するも成年者に對する條件附處刑等に關する提案を爲し。第二部門は既決囚徒研究所の設置定期刑事學者會議警察官の秩序ある養成方法少年犯罪人を衡平裁判所の審理に移すことに關する特別法規の制定等に關する研究を希望し第三部門は英國其他の諸國に於ける刑事訴訟法及刑事裁判を調査すべき委員會の設置各州が控訴權を有すべきこと、不法又は不當が積極的に證明せられざる限り單に形式上の欠缺を理由として有罪の判決を破毀せざること精神病犯罪者取扱に關する法規の取調委員會を設くること等を提議せりかくて本大會が先づ着手すべき最初の事項として彼此取捨したる後左の諸項に關して調査方針を決定したりと

- (1) 犯罪人殊に慣習的犯人の身體上精神上の特徴遺傳性社會的生活條件等を檢定記録する最確實なる方法。
 - (2) 魔酔性嗜好物及酒類の犯罪人の動搖性及犯罪性に及ぼす影響の調査。
 - (3) 成年者に對する條件附處罰不定期自由刑假出獄の制度の實行及其汎布の良法これ等諸制度の從來の成果、其運用に關する特別官廳の設置諸官廳と裁判所との關係等に關する調査。
 - (4) 文書を廢止して控訴手續を簡便にし、且控訴裁判所をして各種の案件に關して自から證明を爲すことを得せしむるがために刑事裁判所の構成組織を改正する方法の調査。
 - (5) 刑事事件に關する準備書類を簡略にして不要の形式を廢止する方法の調査。
- 尙以上諸問題の研究調査を始めとして將來各種の問題を研究決定して其主張を明かにし以て全米國に雄飛せんとせば必ずや此の如き會合の永久的存立を計らざる可からずとなし終に米國刑事學協會と稱する一の協會を組織したりと云ふ

○英國の勞働者紹介所法

英國にては去る頃議會の協賛を経て勞働者の紹介に關する法律を制定せり之に依て見るときは紹介所の設立並に之に附帶せる事項に關する一斑を

定めたり其全文左の如し

第一條 商務院ハ其適當ト認ムル地ニ於テ労働紹介所ヲ設置維持シ又他ノ官憲若クハ個人ノ設置セル労働紹介所ヲ補助スルコトヲ得又商務員ニ於テ適當ト認メタルトキハ相當ノ機能ヲ有スル他ノ官憲若クハ個人ト協力スルコトヲ得

商務院ハ其適當ト認ムル他ノ方法ニ依リ労働者ヲ需ムル備主及被雇人若クハ使役ヲ需ムル労働者ニ關スル報道ヲ聚集シ供給スルコトヲ得

商務院ハ労働紹介所ヲ維持スル官憲若クハ個人ト契約ニ依リ之ヲ承継スルコトヲ得又該官憲若クハ個人ハ本法ノ目的ヲ達スル爲メ労働紹介所ヲ商務院ニ移轉スルノ機能ヲ有ス

千九百五年無職労働者ニ關スル法律ニ依リ中央團體「セントラルボデー」、救助委員會及協議會特別委員會ニ屬スル労働紹介所若クハ職業登記所設立維持ノ機能ハ本法施行ノ初ヨリ一箇年ヲ経タル後ハ英國、蘇格蘭又ハ愛蘭ニ於テハ各地方行政院ノ認可ヲ經且ツ其指定セル條件ニ從フニ非レハ之ヲ行使スルコトヲ得ス、該認可ハ商務院ト協議シタル上之ヲ與フルモノトス

第二條 商務院ハ本法ニ依リ設立又ハ補助セラルル労働紹介所ノ管理及其他本法ニ依リ職能ヲ行使スル事ニ關シ一般規程ヲ設クルコトヲ得而シテ該規程ハ労働紹介所ノ紹介ニ依リ就職地ニ至ル労働者ノ旅費ヲ支辨スル爲メ大藏省ノ承認ヲ經テ前金ヲ貸與スルコトヲ得

右規程中ニハ何人タリトモ労働紹介所ノ紹介ニ依ル地方ニ於テ其職業ニ影響スル職務上ノ紛議アリ又ハ提供ニ係ル賃銀ハ普通

ノ額ヨリ低廉ナリトノ理由ヲ以テ紹介所ノ紹介ニ依ル職業ニ就クコトヲ拒ムモ何等ノ資格喪失又ハ其他ノ損害ヲ被ワサルヘシトノ規定ヲ設クルモノトス

本法ニ依リ設ケタル一般規程ハ本法中ニ制定シタルト同一ノ効力ヲ有ス但シ其制定後成ルヘク速ニ之ヲ上下兩議院ニ提出スヘシ若シ兩議院ノ一方ガ該規程提出後(議會開會中)四十日以内ニ該規程ノ全部又ハ一部ヲ廢止スヘキモノト決議シタルトキハ其決議ノ部分ニ關シテハ爾後効力ヲ失フモノトス但シ既ニ該規程ニ依リ爲シタル事項ノ効力若クハ新ニ規程ヲ設ケルコトヲ妨ケス

本法ニ依ル商務院ノ機能ハ右規程ニ準シ行使セラルヘキモノトス

商務院ハ其適當ト認ムル場合ニハ労働紹介所ノ管理ニ關シ助言及補助ヲ與ヘシムル爲メ顧問委員會ヲ置クコトヲ得

第三條 何人タリトモ本法ニ依リ設立シタル労働紹介所ノ吏員又ハ労働紹介所ヲ代表シ若クハ其目的ノ爲メニ行動スル者ニ對シハ労働者若クハ労働者ヲ得ルノ目的ヲ以テ故意ニ虚偽ノ申立若クハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ即決裁判ヲ以テ十磅以下ノ罰金ニ處スヘシ

第四條 商務院ハ本法施行ノ爲メ大藏省ノ認可ヲ得テ定ムル吏員及副任ヲ任スルコトヲ得、吏員及副任ニハ大藏省ノ定ムル俸給若クハ報酬ヲ支給スヘシ又本法施行上必要ナル商務院ノ經費ハ大藏省ノ認可シタル程度ニ於テ之ヲ支辨スヘシ顧問委員ノ旅費手當其他之ニ關係スル費用ニ對テモ亦同シ

○工場法案の公表

第五條 本法ニ於テ労働紹介所ト稱スルハ登録簿ヲ備フルト否トテ間ハス労働者ヲ雇入レントスル備主及被雇人若クハ使役ヲ需ムル労働者ニ關スル報道ヲ聚集シ供給スル目的ヲ有スル官衛若クハ場所ヲ指稱ス

第六條 本法ハ千九百九年労働紹介所法ト略稱ス

今期議會に提出せらるべき工場法案は過般農商務省より新聞記者及び府下の重なる工業者を東京府會議事堂に招き工場法案を公表し同時に鹿子木工務局長は其綱要を説明したり同工務局長の説明は頗る詳細なるものにして参考すべき點多きのみならず工場法は幼者保護の必要上一日も速に施行せられんことを希望せざる事とて吾も人も論議すべきものもあるも今其煩を避け之に對する議會の態度及識者の論議を聴かんとす左に後日參考の爲め同法案全文を掲ぐ

第一條 本法は左の各號の一に該當する工場にして命令を以て指定するものに之を適用す

一、原動力機を装置するもの

二、事業の性質危険の虞あるか又は衛生上有害の虞あるもの

第二條 工業主は十二歳未満の者を工場に於て使用することを得

但し本法施行の際十歳以上の者を引續き使用するは此の限に在らず

行政官廳は命令の定むる所に依リ十歳以上十二歳未満の者の使用を許可することを得

第三條 工業主は十四歳未満の者を午後十時より午前五時に至るの間工場に於て就業せしむることを得ず

第四條 工業主は左の各號の一に該當する場合を除くの外十四歳以上十六歳未満の者及女子を午後十時より午前五時に至るの間工場に於て就業せしむることを得ず

一、一時に作業するに非ざれば原料に變敗を生じ易き事業にして命令を以て指定したるもの

二、職工を二組以上に分ち交替に就業せしむるもの

前項第二號の場合に於ける就業時間休憩時間交替及休暇に關する規定は命令を以て之を定む

第五條 工業主は十六歳未満の者及女子をして一日十二時間以上の就業を爲さしむることを得ず但し命令に別段の定ある場合は此の限に在らず

第六條 工業主は十六歳未満の者及女子に一箇月少くとも二日の休暇を與へ又一日の就業時間が六時間以上十時間以内なるときは就業時間内に少くとも四十五分間就業時間が十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩を爲さしむべし

第七條 天災事變の場合又は事變の虞ある場合に於ては行政官廳は前四條の規定の施行を停止することを得

臨時事業の繁忙なる場合に於ては工業主は期間を定め行政官廳

ノ額ヨリ低廉ナリトノ理由ヲ以テ紹介所ノ紹介ニ依ル職業ニ就クコトヲ拒ムモ何等ノ資格喪失又ハ其他ノ損害ヲ被ワサルヘシトノ規定ヲ設クルモノトス

本法ニ依リ設ケタル一般規程ハ本法中ニ制定シタルト同一ノ効力ヲ有ス但シ其制定後成ルヘク速ニ之ヲ上下兩議院ニ提出スヘシ若シ兩議院ノ一方ガ該規程提出後(議會開會中)四十日以内ニ該規程ノ全部又ハ一部ヲ廢止スヘキモノト決議シタルトキハ其決議ノ部分ニ關シテハ爾後効力ヲ失フモノトス但シ既ニ該規程ニ依リ爲シタル事項ノ効力若クハ新ニ規程ヲ設ケルコトヲ妨ケス

本法ニ依ル商務院ノ機能ハ右規程ニ準シ行使セラルヘキモノトス

商務院ハ其適當ト認ムル場合ニハ労働紹介所ノ管理ニ關シ助言及補助ヲ與ヘシムル爲メ顧問委員會ヲ置クコトヲ得

第三條 何人タリトモ本法ニ依リ設立シタル労働紹介所ノ吏員又ハ労働紹介所ヲ代表シ若クハ其目的ノ爲メニ行動スル者ニ對シハ労働者若クハ労働者ヲ得ルノ目的ヲ以テ故意ニ虚偽ノ申立若クハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ即決裁判ヲ以テ十磅以下ノ罰金ニ處スヘシ

第四條 商務院ハ本法施行ノ爲メ大藏省ノ認可ヲ得テ定ムル吏員及副任ヲ任スルコトヲ得、吏員及副任ニハ大藏省ノ定ムル俸給若クハ報酬ヲ支給スヘシ又本法施行上必要ナル商務院ノ經費ハ大藏省ノ認可シタル程度ニ於テ之ヲ支辨スヘシ顧問委員ノ旅費手當其他之ニ關係スル費用ニ對テモ亦同シ

第五條 本法ニ於テ労働紹介所ト稱スルハ登録簿ヲ備フルト否トテ間ハス労働者ヲ雇入レントスル備主及被雇人若クハ使役ヲ需ムル労働者ニ關スル報道ヲ聚集シ供給スル目的ヲ有スル官衛若クハ場所ヲ指稱ス

第六條 本法ハ千九百九年労働紹介所法ト略稱ス

の許可を受けて第五條の就業時間を延長し又は第六條の休暇を減することを不得

第九條 毒藥、劇藥其の他有害物品又は爆發性若しくは發火性の料

第十條 行政官廳は病者又は産婦の使用を禁止制限することを得

第十一條 行政官廳は命令の規定ある場合に於ては工場及附屬建

第十二條 工業主は其の使用する職工自己の重大なる過失に因ら

第十三條 職工の雇入解雇周旋の取締に關する規定は命令を以て

第十四條 職工若しくは職工たらんとする者又は其の法定代理人は

第十五條 當該官吏は工場又は其附屬建設物に臨檢することを得

第十六條 第一條に該當せざる工場に付必要と認むるときは勅令

第十七條 第二條第一項、第三條、第四條第一項、第五條、第六

第十八條 當該官吏の臨檢を拒み又は之を妨げたる者及臨檢の際

第十九條 工業主は其の使用する職工の年齢を知らざるの故を以

第二十條 工業主は代理人、使用人其の他從業者にして本法を犯

第二十一條 工業主未成年者又は禁治産者なるときは本法の規定

營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の

第二十二條 明治三十三年法律第五十二條の規定は本法又は本法

第二十三條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第二十四條 本法は罰則の規定を除くの外官立又は公立の工場に

○飲酒と罪惡の關係

精神病學者として斯界の重鎮たる醫學博士吳秀三

氏は飲酒が犯罪に關係せること多きこと又飲酒の

精神上身體上に及す障害少からざること就き述

諸種の犯罪は多く酒と關係して居ると思ふ如何なる人も酒に酔へば亂暴になつて是非の辨別を失ふて了ふものだ然し絶えず酒を飲んで居ると氣分が憂鬱ぐやうになる腦脊髓や神經の丈夫な人は別狀は無いが然うでもない胃の弱い人は胃が弱り血管の弱い人は血管が弱り又神經の虚弱な者は神經

之を定む

職工若しくは職工たらんとする者の年齢に關して月籍吏に對し無償にて證明を求むることを得

當該官吏は工場又は其附屬建設物に臨檢することを得

第一條に該當せざる工場に付必要と認むるときは勅令

第二條第一項、第三條、第四條第一項、第五條、第六

當該官吏の臨檢を拒み又は之を妨げたる者及臨檢の際

工業主は其の使用する職工の年齢を知らざるの故を以

工業主は代理人、使用人其の他從業者にして本法を犯

夫れで酒を飲まぬと餘計ふさぎ込む仕事も手に附かなくなる少しく飲めば愉快になると思つて又飲む其れが爲め尙更憂鬱になるといふ具合に段々ひどくなる其の結果は亂暴を働き人々喧嘩したり場合に由ると自殺などをする事になる。さういふ風に一時的の酩酊と同じ状態で絶えず酒を飲んで居る酒客といふ人になると始終亂暴をする金錢を濫費したり物品を粗末に扱つたり遠慮なく物を使つたり壊したりするやうになる從て直きに喧嘩を始めたり皿小鉢を壊したり妻を毆打したり果ては財産器物を損ふことになり斯ういふ状態が絶えず續くに至るのだ。又酒を飲むと人は大變不道徳になる平常は温厚い人も其處らへ小便をしたり何かして風儀が悪くなる其れが爲め法律、風俗、社會等の習慣と衝突を惹起すこととなる殊に道徳心、廉耻心、美術心といふものを失つて了ふそんな人に限つて容貌態度の立派なものはない。或は親不孝な眞顔をしたり或は家内を虐遇する。酒を飲むと智力も亦弱くなる人はブランドイでも

飲めば演説がすらくと上手に能ざるやうに思ふが然し其れが平常慎重な人なら演説など行らなくとも可い場合なのかも知れぬさういふやうに人の判断力が衰へて了ふ。

色々な機械で検査して見ると善く解る事だが酩酊の状態に在る人は思考が鈍く判断に間違が多くなる故に理非の分別すら出来なくなる。

夫れから又酒客の危険な事は嫉妬心を起すことである夫は妻が密通して居はせぬかと事實は少しも無い事を疑つてみる。

妻が酒飲みであれば又夫が他に女でも作らへて居やしないかと疑ふ。其の結果は客氣及傷など起り家族を塵殺しにする事などある。或は用が有つて出入をする正直な男を密夫と思つて斬る事もあ

あるが爲めに屢々こんな事件を引起すに至るのだ。

前言つたやうに犯罪者には酒が大變關係があつて殊に殺傷罪の中には酒の氣のないものは殆ど無いと言つて可い。絶えず飲酒するものは酩酊の様子は見えぬけれど精神には異常を生じて居る。其れを世間の人は病人だといふことを少しも思はぬ。私が然う言つても中々信じて呉れぬけれども、我田へ水を引くやうだが確かに然ういふ病者なのである。云々

○新法施行 拘留受刑者の比較

警察犯處罰令施行後拘留の刑に處せられたる者ど其以前とは在監人員に如何なる影響を及したるや此程主務省にて調査せられたる所に依れば新法施行の前後兩年即ち明治四十年十月より四十一年八月までと四十一年十月より四十二年八月までに於ける月末人員左の如し(×印は新法施行前のものなり)

計	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	平均
監獄	× 二五	一三	一五	三三	一六	一五	三三	一六	一三	一三	一四	一五
留置場	× 八六	八二	六〇	六〇	九〇	六〇	九六	九三	一〇四	一三三	一〇六	九七
計	× 一〇一	九五	七五	九三	一〇六	七五	一三〇	一〇九	一一七	一四六	一二〇	一一一
計	× 一七	一七	一〇	一三	一六	一四	一三	一三	一〇	一六	一四	一三

○十勝監獄の農作

農業監獄として有名なる十勝監獄は夙に其用地として四百町歩の大地積を有し、年々四人の手に依りて三百町内外を耕作し之に依りて在監囚人一千餘名に對する食料の四分の一を收穫すべき方針なるが本年の作付反別は三百六十七町七反三畝歩にして其内譯反別及收穫高は如左

額別	收穫高	作付反別
小麥	二六石〇〇〇	五町〇〇
燕麥	一八、〇〇〇	一、六八
豌豆	九〇貫	五
甘藍	五、二五〇	一、六〇
胡豆	一七、三〇〇	三〇、〇〇
菜豆	一七、三〇〇	一〇
瓜	七三	〇
青瓜	八〇	七〇
大豆	三三一、五〇〇	三三一、五〇〇
黑豆	八四〇、〇〇〇	八四〇、〇〇〇
把柳	一六、七〇〇斤	一六、七〇〇斤
把柳	二八、〇〇〇斤	二八、〇〇〇斤
把柳	六二、二〇〇	六二、二〇〇
把柳	四、一〇〇〇	四、一〇〇〇
把柳	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
把柳	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
把柳	四、三〇〇	四、三〇〇
把柳	三、二〇〇	三、二〇〇
把柳	二、五〇〇	二、五〇〇
把柳	一、四八七	一、四八七
把柳	八〇	八〇
把柳	七、〇〇	七、〇〇
把柳	五、〇〇	五、〇〇
把柳	五、〇〇	五、〇〇
把柳	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇
把柳	二、四〇	二、四〇
把柳	五五、〇〇	五五、〇〇
把柳	七〇、〇〇	七〇、〇〇
把柳	二、五〇	二、五〇
把柳	七〇、〇〇	七〇、〇〇
把柳	六、〇〇	六、〇〇

小豆	五一、三五〇	七、〇〇〇
秋大根	四七、〇〇〇	一、二、〇〇〇
粟	一三、〇〇〇	一、六〇〇

右の内作付反別の最も多きものは白大豆にして昨年度より三十町歩を増作せり之れに次ぐものは大麥にして昨年度より十二町歩を増し燕麥の如きは二十六町歩、稻黍に於て十七町歩を増加したり、加之總反別に於て五十六町三反三畝歩の作付を増加したり尙之れを昨年度の收穫高に比較して増額したるものは豌豆、甘藍、菜豆、胡瓜、青瓜、燕麥、稻黍、夏大根、人參、南瓜、牛蒡、蕎麥、蕪、蘭草、杞柳、黒大豆及小豆の十七種にして就中成績最も良料なるを稻麥とす、即ち一反歩に付四斗の増收にて之れに次ぐものは燕麥の同上三斗九升八合、小豆の三斗三升四合等なりとす、而して昨年度より減收したるものは僅かに小麥、萊麥、大麥、亞麻、馬鈴薯、白大豆、秋大根及粟の八種にして就中減收の甚だしきものは小麥及白大豆等なりと雖も一は赤禰の病害に罹り、一は害虫豫防の爲め、生熟前早くも二十丁歩以上の作物を摘取りたるに

基因せり從て普通民間の農作に比して地質並に耕作上稍々劣等なりと稱せらるゝ監獄用地に於て尙且つ如上の成績を擧げたるは單り監獄署の幸福なるのみならず本年度に於ける十勝の一般農家が孰れも平年作以上の收穫を爲したる證左なりと云ふ

○逃走事故

▲神戸區裁判所構内より逃走

窃盜四犯刑事被告人神澤幸太郎(二十七歳)は十一月二十二日神戸區裁判所にて公判開廷午後二時頃懲役七年の判決を受けたるに依り看守は被告人を同所構内附屬留置場に連れ歸らんと法廷内に於て二人連絆せる手鎖を施し戒護し廷内を出で石段を下るや突然手鎖を外し笠を投げ棄て裁判所の西北隅築堤を駆け上り鐵柵を乗り越へ逃走したりそれと見たる看守は他の一名の被告人を逸早く留置場に連れ届け置き直に其跡を追ひたるに幸太郎は逃走に不自由なるを感じたるにや帯を解き衣類を脱ぎ棄て襯衣とツボン下のみにて身輕に湊川神社裏手の楠町小路に駆け込みたるまゝ其姿を隠した

り、監獄にては電話にて報告を受け時を移さず看守長看守を派し嚴密に搜索に着手すると共に警察署並に當該檢事に通知したるが市内に於て潜伏すべき見込ある場所は夫々搜索したるも立寄りたる形跡なきを以て當初戒護したる看守をして本人の原籍地及び姻戚の關係ある地方を探查せしめたるに果して翌日午後六時頃姉の養家に立寄り一二言を交ゆるを見れば隙さず踏み込み捕縛したり本人就縛後陳述する所に依れば長期の苦役に堪へずとの念慮より逃走を企てたるものなりと

▲佐賀監獄囚人の逃走

熊本縣菊池郡清泉村字龜尾井上安太(二十三歳)は

少年の頃より監獄に入り前科二犯の肩書を有するものなるに又々明治三十九年四月二十三日熊本地方裁判所に於て故殺未遂にて輕懲役六年の言渡を受け確定後長崎監獄より佐賀監獄唐津分監へ移送したるに同年十一月他の受刑者を誘導し逃走を企てたることあり常に他囚を煽動し悪化するの虞あるを以て佐賀の本監へ引取りたるものなるが爾來行狀不良狂暴なるより去る七月十一日より晝夜獨

居拘禁としたるに客月二十七日午前一時頃隙を窺ひ監房戸扉の側格子の間隙より手を差伸べ合鍵と覺しきものを用ひ鎖鑰の效を失はしめ取外して房外に出で寢具は恰も臥蓐中の裝を爲し置き鎖鑰は原狀の如く閉鎖したる後南方九十六間餘を距る勞役場裏土塀へ長四尺の古材木を立掛け踰越逃走したり追跡逮捕の方法手段に付ては遺算なく之を行ひたるのみならず警察署憲兵署等にも即時通報したるも未だ其踪跡を得ざるものなりと云ふ

▲護送途中の逃走

(巢鴨監獄の囚徒)

懲役五年囚阿部清太郎(二十二歳)なる者巢鴨監獄より新潟監獄へ押送途中新潟市内に於て逃走したり、今其顛末を摘録すれば巢鴨監獄にては近來囚徒の増加著しく是まで屢々他監獄へ移し融通をつけたるも尙増加し此上收容の餘地なきに至りたるより客月來諸處に移送せるが新潟監獄にも四十名を送ることとなり之を六組に分ち看守五名に囚徒六名宛を割當て殘餘の十名は看守一名に看守部長

言渡年月日裁判所名及再犯の理由其他假出獄執行當時の罪名犯數等報告すべしとの通牒ありたるが右は主として假出獄中の行狀、職業關係、家族及近隣に對する關係其他再犯を醸すに至りたりと認むべき事實を詳細に知悉し場合に依りては監督警察官署若くは當該檢事に通告し取締に付き注意することあるべく且つ假出獄を取消すや否やを決定する資料ともなるべければ成るべく詳細に報告するを要すとの事なり

○假出獄の申請に就て

假出獄を申請すべき受刑者として別に制限あるに非ざるを以て刑期の長短犯罪の性質、犯數等は問ふを要せざるは勿論なるも犯數を累ねたる者若くは短刑期の者に在りては行狀の良否等容易に斷定し難き爲め本省に於ては慎重に調査するの方針を採らるるより往々強盜竊盜の如き者或は累犯者は絶對に假出獄を許さざるものなりとの誤解を爲す向あり監獄教誨師中にも其疑を以て私議する者ある趣なるが其筋にては右等誤解のため假出獄を稟請

すると否とありては不權衡なり犯數罪質の如何に拘らず改悛の情顯著なるときは申請するに妨げなしとの理由を以て此程監獄局長より一般監獄に通牒せられたりと云

○眞木事務官歸京

前號所報の通り渡臺中なりし眞木事務官は十一月三十日無事歸京せられ爾來日夜公務に執掌せられ頗る繁忙の様に見受けらる、歸京後親しく聲咳に接せざるも不日臺地の監獄事業に就て教を請ひ報道せんことを期す

地方通信

○徳島たより

大西 秋湖

將に去らんとする己酉の年、何時もながら名殘惜しきこと限り無之候
 汪生此の歳末に際し一書を草し意を同人諸君に致さんとす是れ汪生の婆心かと存候

假新法施行後に於ける今日、監獄學の研究に伴ひ社會學の研究も亦た必要かと存申候然して其の社會學を講ずるには寧ろ其の半面の闇黒を一瞥すること眞意義を捉へ得べくと存じ候

職を監獄に置くものは須く恒に前意義を探究するの頭腦を有ち衝路に起ち觀察眼を以てせずんば進化する監獄を型くること到底至難の事かと存じ候殊に近時は最も注目に値すべき好時機と存じ候新法實施を一年後に見たる今日にして汪生の感を惹き候は全國を通じて拘禁人員の激増したる一事に有之候尤も此の現象に對しては半面に於て種々なる原因伏在せることは論を俟たざる義に有之候へども要するに新法が斯る現象を造り成したるは語らずして明瞭する處に御座候

刑の言渡が殆んど驚くべき長期となり向年幾ばくもなくして習慣犯者は悉く收容するに至るべく社會良民も爲に當分枕を高くすることを得べくと存じ候へども矢張濱の眞砂は盡きぬ譬へも有之夕に入るもの有之かと思れば且に出づるもの有之實況にて到底社會は純良の社會團體を作ること頗る覺

東なく考へられ候

徳島監獄が前述の實理に依り先月末日に於て定員六百に對し二百の超過人員を示し申候は當然として近來稀に見る處に有之候而し此の現象は獨り新法に關聯して斯る結果を生じたることは言ひ難く矢張新たに罪を得し者の往年に比し其數の大なること亦た一の原因と相成り居申候
 殊に茲に特筆致すべきは昨年來瀕々として官界の士の拘引せらるるもの今に於て其耻を絶たず曰く瀆職、曰く專賣法違反、曰く收賄、曰く何と一々列擧に遑あらず加ふるに勞役場留置者の如きは最初約四百名と註せられ既に今日に於て執行を了りし者貳百六十餘名に上り申候は轉た寒心の極に御座候

道徳の標準となり人民の師表ともなるべき官府に參議する知名の士が裸靴の辱を受くるは儘かに研究の値あるべくと存申候、社會のあらゆる階級を通じて斯る珍事の往々出來することは即ち社會人道の墮落せる事を證據立て可申候
 國家社會の順境に赴くことは人も我も愛して喜ぶ

處に候へども此の進運に伴ひ又人道の著しく頽敗せること洵に嘆嗟の至りに御座候
 人倫の根本義を破壊するに至るは種々の纏綿せる事緯あるは言ふを俟たず候へども歸納的に評論致し候へば社會の惡風潮が業する義と存申候、人倫も時代により其の趣を異に致し候へども古聖賢の如きは順逆共に克く平靜の態度を以てし所謂清貧に安居し廉潔に馴れ富貴を斥け毫も惡徳に惑溺せざることを轉た美事の極點と存じ候
 茲に申上るも如何はしく候へども都人士の月に謳ひ花に鴟夷を傾け酒は且つ流行の魁たることを誇れりとするは何人も能く諒せらるる處、此の風習は慾性の分度を遙かに逸出したるものと申し得べく臆ては其の身を亡ぼす分母となり遂に罪惡の分子を醜穢すべき事と只々危懼の念に堪へず候
 由來徳島の地は交通に疎く毎に流行熱に後るるも或る慾性に至りては意外に發達致し居候事迂生の始終痛嘆致し居る處に御座候かるが故に犯罪の因由も此種のもの最も多く勢力を占め居る事又許し難き現象と存じ候

以上述べ來り候通りにて吾人等恒に廣き意味を含める研究眼を以てせずんば到底近世紀の監獄なりと叫ぶこと能はざる義と存じ候、茲に一の受刑者を捉へて以て眼前の非行を詰るが如きは法の精神を謬れるも亦甚しと言ふを得べく所謂枯木に水をやるに等しきものと存じ候、要するに行刑の目的は箇人心性の陶冶薰育又必要と存じ候へども弘く社會状態を取材として其の改善の策を講ずること根本の原理かと存じられ候
 思ひ來れば吾人の職責は一層容易の業にあらざることを存じ候只々將來盡すべきの務が一些一匙も輕々に行ひ難きを覺悟罷在候先は擱筆迄孰れ改年の上は再び御報道申上ぐるの期も有之べく存じ候早々

○韓國鏡城たより
 貞金九十九
 古郷を離れて疾く一年餘に相成其間別に目立ちたることも致さず耳新らしきことも無之候へ共云々との前置詞を置き在韓貞金九十九君より本會に通

報せられたる一節左の如し(記者)

鏡城監獄の沿革 監獄の沿革に付ては何等舊記の徴すべきものなく専ら口碑に依りて調査する外なきも説く所亦區々に涉り其真相を捕捉するに苦しむ當地は往時觀察使の所管に屬せし監獄と郡王の所管に屬せし監獄の二ヶ所あり郡王所管監獄は光武五年頃廢絶し今尙ほ外圍土壁建物其他の舊形を存せり觀察使所管監獄は其前既に廢絶に歸し現今に至ては何等建造物の存在を認むる者なし郡獄廢絶後は警務署に於て犯罪人を拘禁し引續現時の警察署之を管掌せり警務署廳舎及監房等は現今城内陸軍衛戍病院に使用せられある場所にして日露戰役當時該病院に占領せられ警察署は南門外商人集會所を借受け移轉せり

一、現時在監人收容狀況
 本年三月三日監獄事務引續當日に於て容積五坪の監房に己決四十二名と四名の共犯に係る墳墓侵害罪被告人の内二名及び内亂罪被告人を合し總數十五名を拘禁し容積二坪六合の監房は警察官の取調中に屬する留置人四名と前

記の共犯被告人貳名窃盜罪被告人一名刑法大全第百九拾貳條犯被告人一名及び己決囚四名を合し總數十二名を拘禁せり而して以上の收容監房は一棟貳房にして一房は留置人被告己決囚の三種雜居に係り一房は被告人と己決囚の雜居拘禁なり
 監房の構造は溫突式木造瓦葺建物にして前記の容積に區分し中間板壁を以て之を二房に仕切れり而して監房周圍を土壁とし内部は全部六分板を以て六尺の高さに板張を施し天井は何等の裝置なく床は土間とす小なる房には前面一ヶ所の出入口を設け大なる房には貳ヶ所の出入口を設け何れも縦四尺五寸幅貳尺六寸の木造開き戸を附け中央に格子窓を設け監房内の視察孔と各房扉の上部に縦七寸幅二尺三寸の格子窓を設け換氣に備へ而して扉扉は何れも堅牢なる突き錠を施せり
 該監房と方形に軒を接して一棟の建物ありて監房に接する部分に一坪餘の一室を以て

在監人炊事場に充て監房と炊事場の中間に約五尺四寸の容積を保てる在監人便所を設け周圍は土壁を以て繞らし縦五尺幅一尺五寸の出入口を設け藁藁を下げて之が目隠しを爲せ

二、在監人の取扱其他一般監務に關する規定並に慣例

在監人の所遇其他の一般監務に關しては或る部分監獄則監獄細則に依りたる外何等の規定を設けず總て慣例に依て處理し來れり其の狀況左の如し

- (イ) 入監者取扱 入監ニ付テハ名籍ノ調査ヲ爲ス名籍書式ハ日本監獄ニ於テ調査スルモノト同一ナリ尙ホ身分帳ヲ作成ス身分帳用式ハ刑名罪名犯數入監年月日原籍氏名年齢等ヲ記載シ未決共通シテ用ユルモノニテ刑ノ確定ニ至レバ刑事被告人身分帳ノ欄ヲ四人身分帳ト訂正ス身分帳ニ備考欄ヲ付シ領置ニ係ル物品名稱件數及ヒ所持金額ヲ記載セリ
- (ロ) 執刑 刑ノ確定ニ依リ執行手續シテ前記ノ方法ニ依リ身分帳ニ訂正スル外名籍表囚人入監年月日及ビ満期日等ヲ記入スル而已ニシテ獄衣ノ着替又ハ直ニ就役セシムル等ノ方法ヲモテ死刑ノ執行ニ付テハ城内ニ存在スル舊郡獄

ノ構内ニ於テシテ類監ニ歸シタル建物ノ軒下ニ穴ヲ穿テアリテ其底ニ網ヲカケ以テ執行セリ

一作業及工錢 作業ハ全部ハ已決囚ナシテ就役セシムル方法ヲ用ス、在監人炊事ニ貳人構内外ノ掃除ニ貳人乃至四人ヲ使役シ尙ホ構外ニ凡ソ貳拾坪ノ官地ヲ借受ケ在監人需用ノ蔬菜類ヲ栽培スル爲メ農夫トシテ貳名乃至九名ヲ使役セリ然レトモ耕耘ハ寒氣ノ爲メ一年中半期ハ殆ント休止セリ右ノ外役トシテ公道則チ掃除義務者ナキ道路ノ雪除掃除及ビ官衙官舎ノ掃除等其他人民ノ委託ヲ受ケ時々土工運搬掃除等ニ使役シ少キハ貳名多キハ八名ヲ就役セシメタリ以上ノ炊事及ビ構内掃除ノ外ハ常役ニアラサルヲ以テ在監人ノ多クハ無爲徒食ノ状態ナリ、從テ工錢額ヲ定メタルモノナク又給與スルノ方法ナシ然レトモ委託ニ依リ外役セシムルトキハ日額工錢トシ一日二十六錢ヲ徵セリ而シテ此二十六錢ノ内六錢ハ就役内ノ食物請求費ニ充テシメ十錢ハ放免ノ際給與シ十錢ハ一般在監者ノ食費ノ補充ニ供スルコトナリ、炊夫掃夫ノ工錢ハ去ル頃三等二分典獄ノ認可ヲ得タリ即炊夫ノ甲十二錢乙十錢丙八錢、掃夫ノ甲十錢乙八錢丙六錢トシ技能ノ程度ニ依リ進マシム

- (ニ) 炊事 在監人炊事ハ已決囚貳名ヲ使役シ食量品購入ハ巡檢又ハ小使等ニ於テ炊事夫ヲ同伴シ附近ノ民家又ハ市場ニテ直接購買ヲ爲セリ
- (ハ) 衛生 籠ヲ在監人ハ起床時洗面セシムル外入浴運動身體

ノ拭淨着服ノ洗濯日光消毒等身體被服ノ清潔方法ヲ行ハシムルコトナク斬髮者ノ摘髮及ビ鬚髯ノ剃除ハ器具ヲ賣與シテ在監人相互ニ爲サシム昨年九月ヨリハ每週一回警察囑托醫ヲシテ一般在監人ノ健康診斷ヲ行ハシメ其ノ結果ヲ報告セシムルコトナリ

(一) 書信及ビ接見並ニ食物ノ差入 在監人ニ來信アル時ハ警察署ニ於テ檢閱ヲ施シタル後之ヲ交付ス發信ニ付イテハ書類上手續ヲナシタルモノアルヲ見ズ亦タ在監人ニ於テハ公式ニ發信シ得ベキ方法ヲ知ラズ接見ニ付テモ何等ノ書類帳簿等見ルベキモノナク接見出頭人アルモ容易ニ許可ヲ與ヘス許可セシ時ハ監房外ニ於テ巡檢立會ノ上接見セシメタリト云フ、斯ル狀況ナリシヲ以テ接見ニ充テハキ室ナシ故ニ接見信書共ニ事務室ニ於テ爲サシム在監人ニ對シ親族放書ヨリ食物差入ヲ乞フトキハ之ヲ許可シタルモノ手續上書類帳簿ノ設定ナシ

- (ト) 監房内ノ器物等 監獄細則第一條ノ遵守事項ヲ記シタル張紙アリシモ紙面抹消破棄セラレタル等其一部殘存セリ監房ノ器具等ハ何等ノ設備ナシ在監人寢臥ノ際ハ自己ノ腕又ハ木片ヲ枕トセリ
- (チ) 在監人氏名札 在監者ノ數ハ前記ノ如ク少キヲ以テ警察署事務室内ニ在監人全部ノ氏名札ヲ掲ケ頭實刑名刑罰姓名ナ一見スルニ便ナラシム
- (リ) 在監人戒護並ニ點檢 在房者及ビ炊事夫掃除夫ノ如キ監房外勞動者ヲ戒護スルメテ晝間ハ常二一名ノ巡檢ヲシテ

見張務勤ナササシム晝間ニ在テハ監房ノ錠ヲ開放シ在房者ハ隨意ニ便所ニ出入スル事ヲ得シム夜間ハ房扉ニ鎖輪ヲ施シ監房ヲ距ル一間ノ位置ニ露燈一個ヲ點シ房内一切ノ燈火ヲ用ヒス而テ夜間ハ便所ニ出ツル事ヲ禁シ房内ニ行使用ノ石油ノ空罐一個ヲ備フ夜間ノ戒護ハ晝間ト同シク常ニ一名ノ巡檢ヲシテ見張勤務ヲナサシム尙ホ監房後面ノ構外ニ屬シタル方面ハ警察巡回ノ巡查巡檢等ヲシテ其時々觀察セシムル外徑ノ際ニ於テハ二名ノ囚徒二一名ノ巡檢ヲ以テ戒護シ以上ハ二名若クハ三名ヲ以テ戒護シ一切ノ戒具ヲ用ヒズ、監房人員點檢ハ毎朝巡查ノ勤務交代時ニ於テ在監人ヲ房外ニ整備セシメ以テ點檢ヲ爲シ同時ニ空房ニ臨ミ監房檢査ヲ爲ス以上ノ方法ニ依リ毎日朝夕二回ノ點檢ヲ行フ

- (ニ) 動作時限 起居動作ハ一定ノ時限ナク日ノ長短ニ依リ多少伸縮アリ引繼以前炊事ニ從事スル者早キハ五時三十分或ハ六時二起床シ一般在監者ハ六時三十分前後就寢ハ午後八時前後罷役ハ四時前後ナリ
- (ハ) 賞罰及書籍看讀ニ關スル方法ナシ
- (ニ) 多數の犯罪 隆熙二年八月以降鏡城區裁判所及同支部に於テ刑の宣告を受けたるもの、内多數なるは賭博七人、詐欺取財六人、恐喝取財五人な

○兵庫たより

(改正服)

遠藤信義

我司獄吏服裝改良多年問題也而漸至視是改正矣先第一挽視線者在襟粉金櫻章帽亦在金色櫻章抱合在同色日章然而大改服形其高尚優美到底非昔日比也蓋伴社會進運所以至此歟借問着之司獄吏智識技藝乃至理想等果如何翻思吾人情態實不堪慚愧者也抑是因何然言乎曰吾情多惟安小成貪安逸當執行其職務對在監人事叱咤威嚇世人以昔日牢番呼之遇之亦非無謂也豈奮勵一番而使世人止此稱呼可不使改處遇哉視彼小學校教員職務閑散自修餘暇有綽々餘裕矣雖然尙不爲足冬期及夏期休暇必開講習會而交換研究養常識應用實地猶且誹謗百出非爲不伴時運哉我司獄吏職務繁劇而之自修餘暇又不可得止乎否衷心於有素養研鑽念職務繁劇亦何有乎古人在謂今日雖不學莫言有明日焉實然宜利用寸暇而研鑽要無懈也然則遲々社會進運何足恐哉以堅忍不拔精神鼓舞勇氣可阻勉社會改良懸而有吾人肩上也矣我司獄吏到如其修習方法任各自便可也結社亦莫不可也猛省爰

我意則英華充中俱內外櫻花燦爛又如日章光輝顯彰可期待而已

叙任辭令

大邸監獄在勤ヲ命ス	神尾虎之助
平壤監獄在勤ヲ命ス	三井久陽
京城監獄在勤ヲ命ス	富山要次郎
成興監獄在勤ヲ命ス	諏訪善太郎
海州監獄在勤ヲ命ス	古垣宗次郎
釜山監獄在勤ヲ命ス	山田虎一郎
光州監獄在勤ヲ命ス	統監府典獄 松村政記
公州監獄在勤ヲ命ス	統監府典獄 宇川正義
熊本監獄詰ヲ命ス	(富山)看守長 入江武規
依願免本官	(函館)看守長 宮崎喜太郎
任三重縣技手	(神戸)監獄技手 南里市郎
任看守長給八級俸	尾原始
長崎監獄詰ヲ命ス	水上布雄
任監獄技手給八級俸	
函館監獄詰ヲ命ス	

本會記事

○茶話會

十一月十三日例に依り茶話會を開く當日の講演は泉二司法省參事官の九州地方視察談河野純孝氏の新法の効果に就て一場の談話ありいづれも參考とすべきものなれば追て筆記の要領を掲げて報道すべし

當日の來會者左の如し

高橋 實義	小堀 金三郎	片桐 祐	安松 貫
箕田 長平	篠田 又吉	宇田川 菊次郎	藤岡 武松
久能 源之助	屋山 朝太郎	長谷川 鐘太郎	福井 禮吉
沼波 政憲	渡部 誠一郎	藤本 廣惠	寺田 精一
松尾 義法	淺田 廣輔	木島 正三	瀧澤 圓次
四條 榮作	生三 俊隆	大澤 利之	關根 善治
宮澤 常彌	茶原 德壽	小濱 斐信	四坂 照海
鈴木 伊藏	菊池 辰次郎	刈谷 熊三	荻野 良平
笠 英三	矢野 瀧 さわ	町井 春吉	佐藤 子之吉
深澤 清藏	佐藤 謙美	小山 耕太郎	酒井 潤
大島 健三郎	金澤 公朝	立石 重司	河野 純孝

○退職者へ贈金(十二月中)

在職年數	贈金額	地方部名	前官職	姓名
十四年餘	參圓	廣島	看守	中野 幾藏
十七年餘	參圓	新潟	同	高橋 末次郎
廿六年餘	五圓	同	同	青木 小藤太
廿三年餘	五圓	前橋	看守長	征治 勢太郎
廿五年餘	五圓	富山	看守	秋吉 彌助
十三年餘	參圓	宮崎	同	大田 原字一
廿三年餘	五圓	福岡	同	矢次 丈吉
廿九年餘	六圓	岡山	同	野村 崙
十七年餘	參圓	同	同	田宮 市太郎



獄務練習新書特價販賣廣告

法學士 佐々木秀司君

法學士 鳩山一郎君

安松虎雄君 合著

監獄法講義附監獄法令沿革
 憲法講義
 行政法講義
 刑法講義
 刑事訴訟法講義
 裁判所構成法講義
 民法講義
 統計學講義
 附錄英語自習法

獄務練習新書

全

● 菊版總紙數凡九百頁 ● 用紙上質印刷鮮明 ● クロース金字入美裝 ● 定價一部金壹圓五拾錢

● 內地小包料拾貳錢(東京市内ハ四錢) ● 臺灣樺太清韓地方は開封郵便トシテ金貳拾錢

● 減價金壹圓貳拾錢 ● 遞送料實費申受ク ● 本書申込者ニ對シ今回本院出

版ニ係ル寸珍六法一部宛無代價送本スベシ

● 送本ハ申込即日遞送ス ● 一官署内二十部以上一纏メ送本ノ個所ハ二ヶ月賦五十部以上ハ三ヶ月賦

會費送附方

局振 名込	宛 名	肩書 番地
神田一ツ橋通郵便局	監獄協會理事 藤澤正啓	東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地

明治四十二年十二月二十日發行
 (定價金拾貳錢)
 東京市牛込區市ヶ谷町五十三番地
 發行人 豐野胤珍
 編輯人 東京市四谷區愛住町二番地
 印刷所 東京市麴町區飯田町五丁目三十番地
 發行所 監獄協會
 東京市四谷區荒木町二十七番地
 印刷所 東京書院印刷部
 東京市四谷區愛住町二番地
 賣捌所 東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第貳拾貳卷第十二號)(明治四十二年十二月二十日發行每月一回二十日發行)